

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成25年6月11日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
教 育 部 次 長 湯 浅 俊 春 君
市立総合病院長 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 長 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 長 常 本 史 之 君
上 下 水 道 室 長 齋 藤 一 彦 君
会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 高橋 伸典 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の財政運営外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 皆さん、おはようございます。新緑風会の大石健二でございます。質問に入る前に、さき入院加療中のところ急逝されました故宗片浩子議員に謹んで哀悼の意を表します。長い間本当にお疲れさまでした。

それでは、議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件6項目について質問を行います。最初に、名寄市の財政運営から、健全で計画的な財政運営の制度化についてお尋ねをしてみたいです。

さて、堅調に推移しているとされる名寄市の財政運営を見ると、市民理解を得るために健全財政に向けた責任ある道筋を具体的に示しているかどうかについてはいまだ多くの議論の余地を残しているところでございます。5年ごとに検討及び見直しを行う名寄市の最高規範、名寄市自治基本条例も施行から丸3年が経過し、検討及び見直しまであと2年を残すところとなりました。今後自治基本条例の見直しと検討を行う中で、健全で計画的な財政運営を執行する上で整備が求められる具体的な財務表記を加筆する改正とこれを補完する関連条例等の整備についての考え方について御

答弁を願います。

同じく名寄市の財政運営から、ゼロ予算の職員提案、納税プロジェクト等の推進と取り組みについてお尋ねをしてみたいです。名寄市の事務事業改善や活力ある組織づくりの推進など進めることを目的に、平成22年4月にスタートした職員提案、いわゆるゼロ予算は当初極めて低調に推移してまいりましたが、昨年度より職員の発声による事業提案が行われるようになりました。これらの事業提案の中でも、とりわけ実務に精通する職員ならではの取り組みで主税源や使用料、手数料、利用料徴収など、歳入増につながる主導的な部署で構成された納税プロジェクトチームの取り組みについて現状の活動状況と課題について御答弁願います。

次に、名寄市の行政運営から、中心市街地活性化の再点検とその方向性についてお尋ねをしてみたいです。4月1日にオープンした駅前交流プラザよろーなと駐車場専用地の取得により、この秋までさまざまな催し物や行事が企画されています。また、施設の利用を促進する委員会も組織され、その取り組みには多くの市民の皆さんからも大きな期待が寄せられているところではございますが、このよろーなオープンに大きくおくれることなく、名寄市は今後中心市街地の再活性化に向けて多くの課題を抱える周辺商店街と商工会議所等と連携して高い経済効果の創出を図るためにどのような施策や構想をお持ちなのか御答弁願います。

続いて、現在制定に向けて取り組まれている（仮称）空き家等の適正管理条例についてお聞きをいたします。さて、この冬は例年にない降雪量、積雪深となりました。この雪害により、幹線道路や生活道路の除排雪作業への弊害ばかりだけでなく、落雪や屋根の雪おろし作業による死傷事故、雪の重みで倒壊した管理不全の老朽家屋あるいは廃屋も相次ぎました。中でもこうした管理不全に陥った老朽家屋などでは、防災、防犯面での安心、安全面を損なうばかりでなく、景色、景観への悪

影響も懸念されます。市が3月の第1回定例会の中で明示した（仮称）空き家等の適正管理に関する条例の制定に向けた現在の進捗状況と今後の課題について御答弁願います。

次に、安心して暮らせる地域づくりから、課題を抱える町内会とその活動についてお尋ねをいたします。町内会が直面する問題や課題を把握するため、名寄市町内会連合会と名寄市が実施をした町内会に関するアンケート調査がこのほど集計されました。それによると、市内を初め智恵文地区、風連地区の計82町内会が共通で抱える町内会役員の高齢化や役員の引き受け手不足、未加入者や未加入世帯の増加に加え、町内会財政の窮乏化、行事やイベントの参加者減少、負担を増す行政からの委任事務や作業などの実態が浮き彫りにされています。こうした厳しい現実の前に存続の危機に立たされている地域コミュニティの再構築、名寄市の地域づくりに対する考え方について御答弁願います。

最後に、本年9月以降から値上げを見込む電力料金の改定に伴う市民生活への影響とその対応についてお尋ねをいたします。市民生活の日常生活における電力、電気は、上下水道及び道路と並んでライフラインの代表格ではありますが、道内の電力会社は4月24日、現行料金の1割強の増額を盛り込んだ料金改定案を経産省に申請を行いました。申請内容は、家庭向け月額料金で10.20%、認可を必要としない企業などの大口利用者で13.46%をそれぞれ値上げするとしています。一方で、本年8月から向こう3年間で生活保護の扶助費7.3%の削減が見込まれるなど、生活弱者への値上げによる日常生活への影響は避けられません。また、名寄市を初め各企業や事業所にとっても大きな負担増は避けられず、市民生活への多大な影響が懸念されます。6月17日は、電力会社による説明会の開催が予定されており、市民生活への強い影響が避けられない今回の大幅値上げに対する名寄市の対応について御答弁を願います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。大石議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1の小項目1及び大項目2の小項目3並びに大項目3を私から、大項目1の小項目2と大項目2の小項目2は市民部長から、大項目2の小項目1は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、名寄市の財政規律などからについてお答えをいたします。景気の低迷、少子高齢化の進展など社会経済情勢が大きく変化する中で持続可能な自治体経営はもとより、地域の特性を生かした元気なまちづくりを推進するためには計画的かつ効率的な行財政運営が求められております。本市におきましても施策の基本目標とそれを実現するための施策の方向性が定められている総合計画の着実な実行のため、毎年度ローリング作業にて総合計画の進行状況の確認を行っております。また、ローリングや外部評価を取り入れた行政評価の結果を踏まえ、中期財政計画を策定し、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、効率的で投資効果の高い事業の選択を行い、さらにはそれらをもとに予算編成し、健全な財政運営に努めているところであります。あわせてこれら作業ごとにおいて市民の皆様や議会に対しその内容の説明、情報について提供させていただいております。本市におきましては、総合計画とこれを財政的に裏づける中期財政計画を基本とし、予算編成に当たっておりますけれども、毎年度の地方財政を取り巻く影響により想定された歳入が必ずしも確保できるとは限らない状況にあります。また、政策的に前倒して実施する必要がある事業、さらには一時的に事業費が膨らむけれども、後年度の負担を勘案すると現在実施すべきものなどがあり、ある程度の柔軟性を持ちながら予算編成を行っております。ただし、これらの場合におきましても後年度の公債費負担や基金の管理など、中長期的な視野に立

った財政運営が必要であると認識しており、判断材料として各財政指標の推移を確認しながら進めております。

議員御指摘のとおり、自治体において財政規律を制度化するいわゆる財政運営基本条例の制定につきましては財政運営の指針の一つであると認識をしておりますけれども、市民と協働のまちづくりを進めるための基本ルールである名寄市自治基本条例第20条には市政運営の基盤となる財政運営の考え方が示されておりますし、財政運営上のスケジュールや予算編成上のルール等は明文化されていないものの既に制度として確立しており、総合計画や中期財政計画の公表、また予算編成での資料公表などを通じ、引き続き行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、大項目2の小項目3、安心して暮らせる地域づくりから、課題を抱える町内会とその活動について申し上げます。今回の町内会に関するアンケート調査において、役員のなり手不足や未加入者の増加など、町内会が抱えるさまざまな課題が改めて明らかになりました。市では、現在市民との協働による市民が主役のまちづくりを推進しており、その主体の一つであるコミュニティーの核となる町内会に対しては今後とも積極的に支援を行っていく方針であり、町内会連合会との密接な連携のもとより、自治活動交付金、町内会館等建設費補助金などの財政的な支援を初め、転入者への暮らしのガイドや広報紙などを通じ、町内会活動の必要性や加入促進に向けた啓発などを行ってまいります。

また、アンケートにおいては、町内会における課題、あるいは町内会の枠を超えた課題について地域連絡協議会に期待する声も多くあり、市内には複数町内会での先進的な取り組み事例もありますので、これらの助長と普及に努めるとともに、地域自治区につきましてはこれらの地域自治活動が広がり、成熟する中でそのあり方を市民との協働の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目3、名寄市民の声から、電力料金改定に伴う市民生活への影響とその対応についてお答えをいたします。議員のお話のとおり、電力会社では全面停止している泊原発のかわりに火力発電所の稼働率を高めたことで重油などの燃料費がかさみ、経営が悪化したことにより、本年9月1日からの電気料金の値上げを経済産業省に申請をいたしました。この値上げによる市民生活への影響につきましては、標準世帯において月451円の負担増と新聞等で報道されておりますが、オール電化住宅では値上げ幅が大きくなること、さらには円安の影響による輸入燃料価格高騰に伴うさらなる引き上げも加わり、この値上げがあらゆる家庭に重くのしかかる内容となっております。特に議員御指摘の生活保護受給者等生活困窮者の日常生活に大きな影響を及ぼすものと危惧しているところであります。また、本市の公共施設の電気料金の影響額について、電力会社の申請どおりの値上げ幅で平成24年度の実績をもとに年間ベースでの試算では、市立病院は約13%増の800万円程度の増、炭化センターでは約13%増の450万円程度の増、その他38の主な公共施設では約12%増の1,500万円程度の負担増となる予定であります。

現在電力会社では、全道各地で自治体や消費者団体、経済団体等を対象とした電気料金の値上げ申請に関する説明会を実施しておりまして、名寄地区においても6月17日に説明会が開かれることとなっております。また、消費者庁では、この値上げに対する消費者の生の声を聞こうと札幌市において意見交換会を実施し、新聞報道では発言した16人全員が値上げ反対の立場だったとのことでもあります。今後の電気料金値上げの手続は、公聴会や経済産業省と消費者庁との協議後、最終的には経済産業大臣が認可することとなり、値上げの実施時期や値上げ幅もそこで決まってくることとなりますが、本市といたしましてはこの電気料金値上げに伴う家庭や企業における影響の大き

さを踏まえ、電力会社のさらなる企業努力を求め、値上げの中止や少なくとも値上げ幅の引き下げを行うようこの説明会を機会として要請をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、名寄市の財政運営、小項目（2）と大項目2、名寄市の行政運営、小項目（2）についてお答えいたします。

初めに、納税プロジェクト等の推進と取り組みについてです。納税プロジェクトにつきましては、平成23年度の職員提案募集により提案されたもので、徴収を担当する税務課と賦課を担当する原課が情報交換を行うことにより、公平で効率的な徴収を行うことを目的としたものです。平成24年度においては、納税プロジェクトの一環として強制徴収が可能な市税や国保税、介護保険料、保育料などの公債権に係る部署と強制徴収ができない水道料や住宅使用料などの私債権に係る部署に分け、昨年10月に2回の会議を開催しています。会議では、税務課と原課の役割分担について確認するとともに、特徴的な徴収方法について情報交換しており、私債権においては少額訴訟の検討などが情報交換されています。それぞれの取り組み方法についての情報を共有することにより、効率的な徴収が可能となります。一方、強制徴収が可能な公債権と私債権の間には徴収権限や調査質問権限などに大きな違いがあり、また公債権側の持つ情報を私債権側と共有できない状況にあることから、個別の滞納者の情報を共有することはできない状況にあります。今後につきましても決算がまとまった以降にそれぞれの徴収率の確認もあわせて会議を開催し、効率的、効果的な徴収に努めてまいります。

次に、（仮称）空き家等の適正管理条例制定から、制定に向けた考え方と課題についてお答えいたします。近年空き家の増加が各自治体で大きな

問題となっています。平成20年時点における全国の総住宅数に占める空き家の割合が13.1%に上るとされており、今後もさまざまな要因から空き家が増加するものと思われます。本年3月に各町内会長の御協力をいただき、空き家に関するアンケート調査を実施しました。調査結果は、公営住宅等を除く73町内会の約8割の58町内会から回答を得たところで、空き家が305戸で、うち管理不全となっている危険家屋が84戸ありました。現在の市内住宅戸数1万790戸に占める空き家数は、約380戸に上ると推定され、空き家の割合は3.6%となっております。これまで本市において道の緊急創出推進事業を利用し、平成21年度から平成23年度までの3年間に町内会から報告がありました危険家屋85戸のうち、要件を満たした22戸の空き家の解体を実施いたしました。空き家に関する条例を制定している自治体数は、国土交通省による本年1月調査では138となっております。

条例の特徴としては、平成21年以前の条例は空き家を環境、防犯、景観関連の条例の一部として扱うものが多く、空き家に特化した条例は平成22年、埼玉県所沢市の空き家等の適正管理に関する条例が全国初とされています。平成23年以降は、空き家問題に特化した所沢タイプの条例が主流となり、全国で約40の自治体で制定されている状況となっています。現在先進都市を参考に条例の制定作業を進めており、制定に向けた考え方は空き家の所有者に対しその適切な管理を義務づけることにより地域の防犯と生活環境の保全を目指す、またそれが履行されずに空き家が管理不全な状態にある場合は市長が所有者に対し指導や命令を行うことを規定をする、さらに所有者が命令に従わない場合にはその氏名を公表する措置を盛り込むことなどを基本的に進めていきたいと考えています。制定に向けた課題としては、代執行により空き家の撤去を行った場合の費用回収の見込みが低いこと、また代執行による解体は個人の

財産権侵害のおそれがあることから、代執行を含めた行政措置の規定について慎重な検討が必要と考えます。ただ、新たな危険家屋の発生予防として市民に対する周知効果を期待できるものであると判断しており、実効性のある条例として策定してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市の行政運営について、小項目1、中心市街地活性化への取り組みから、活性化施策の再点検とその方向性等についてお答えいたします。

平成20年10月に策定された名寄市中心市街地活性化基本計画案では、旧基本計画と同様に東西ではJR名寄駅から市立総合病院まで、南北では南3丁目となります。起点通と南4丁目の錦通から公園通に囲まれた約80ヘクタールを区域として定めました。具体的には、行政及び商工会議所、商店街が連携し、にぎわい創出、まちなか居住の促進、商店街の活性化を基本目標として設定しましたが、経済産業局との協議の結果、計画全般に関して熟度が不足しており、認定ラインに達しないことから、社会資本整備総合交付金事業に変更したところであります。しかしながら、中心市街地活性化へ向けた基本的な考え方は変わりませんが、中心市街地における空き地、空き店舗対策が商店街の活性化への第一歩となると考えております。国は、中心市街地活性化政策の見直しの方向性について検討を進めてきておりますが、本市としては現行の名寄市中小企業振興条例、さらには企業立地促進条例など現行支援制度が商店街活性化に向けた改善策となり得るかを検証するとともに、制度の改定及び新規事業の導入について中小企業振興審議会を中心として関係機関と協議し、一定の方向性を示していきたいと考えております。また、国、道の支援制度にも注視しながら、それらの情報が起業に意欲がある市民等への情報提供ができる仕組みも構築したいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、答弁に従って再質問を行ってまいります。最初の質問から順不同となりますので、あらかじめ御承知願います。

最初に、電気料金のほうからちょっとお聞きをしてみたいと思います。答弁の中で標準世帯というのが出てまいりましたが、標準世帯を北電にお聞きしますと、大体30アンペアで月260キロワットアワーというのを消費する世帯を標準世帯という。月額450円の負担。この標準世帯というのは、たまたま別な方を例にとるわけにいかないものですから、私の例で申し上げていくと、私も30アンペアで使っているのですが、月260キロワットアワーでは間に合わない。何ぼあるかということ、結構な数字になりまして、611キロワットアワーになりました。ですから、ここでいう月額450円というのは、使用量に掛ける10.23%ですから、それぞれ家庭によっては負担増が違うということになってきます。また、加えてさらに円安による燃料の価格、これもスライドさせる値上げ案が、これは認可を必要としないで随時やっていくという、これもあわせてやっていくものですから、とりわけ生活保護者や生活困窮者の日常生活への影響は多大なものがあるなというふうに思います。ことしの冬、今冬も燃料高騰で福祉灯油ということで助成措置がとられていましたが、まさにこの電力料金についても大変負担の重い現実として生活弱者の家計にのしかかってまいります。

北電にお聞きしますと、料金滞納している世帯についてお教え願いたいというふうに申し上げたのですが、それは情報の公開にかかわるものですから、大変申しわけないけれども、お教えすることにはいかないということではございましたが、かなりの件数はあるということではございました。

ですから、今後も滞納家屋というか、滞納世帯といえますか、これはさらに拍車がかかっていくのだろうと。50日間で電気料金の納付がなければ電気の供給をストップするというございましたので、この辺は民間会社ですからシビアに行われていくということございました。

さて、名寄市においても御説明がございましたが、市立病院で800万円、炭化センターで450万円でしたか、名寄市で38施設で1,500万円と、ざっとの計算で2,700万円ぐらいになってしまうと。こういうふうな恒常的に電気料の負担が強いられていくことになるのですけれども、名寄市として今後もこういう電気料金の経費増に伴っていくわけですが、ちょっと質問を割愛させていただくのですけれども、名寄市における自家発電の能力というのはどの程度、あるいは整備状況についてはどのようになっているのかお教えいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 自家発電の能力というお話でありましたけれども、今ちょっと詳しい私ども資料持ち合わせておりませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的に例えばライフラインの施設があります。浄水場、それから下水処理場、それから福祉施設で清峰園ですとか、市立病院ですとか、特にたくさんのもしくは物を扱うような場所につきましては自家発電装置が設置をされておりますけれども、通常は自家発電装置につきましては非常用発電機という扱いをほとんどの場合はしております、なかなか通常のいわゆる電気使用に係る発電機の使用というのはなされていないという認識を持っております。一部市立病院では恒常的に発電をするという、そんな能力も持ち合わせているというふうに聞かされておりますけれども、今後発電機の利用がある意味可能なのかなのか、そして北電とのお話し合いの中で不足した場合の発電機の使用についても契約あるというお話も伺っ

ておりますので、その辺につきまして改めて精査をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、ちょっとまた前段戻ってしまうのですが、生活保護世帯、あるいは生活弱者への対応というのがなかなか思い切ったものではないと。ただ、福祉灯油と同様に日常生活にかかわることが多大に懸念されるのですが、こうした対応について再度お聞きしたいのと。

あと、自由化部門のこれは値上げの申請を必要としない大口の需要者、名寄市を初めとする企業、事業所、こちらについてはコストアップにつながるだろう。こちらについても北電にお聞きをすると、中小零細事業所において滞納があるというお話ございました。これの件数についてもお教えはいただけなかったのですが、こうした運転資金にも事欠くようなことになっていくというような懸念もございます。生活弱者への救済とこうした中小零細企業にとっても滞納が現実としてあるという、緊急的に何か発生する支援というのが今後として協議の対象となっていかどうかについてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） それでは、私のほうから生活弱者について市の対応についてお答えを申し上げます。

生活保護費の生活扶助基準でございますが、ただいま見直しが行われておりまして、この8月から平成27年度にかけて段階的に見直しが行われていると承知しております。当然ながら国におきましては最低限度の生活を維持することができる改定を行うものと考えております。また、生活保護受給者につきましては、電気料等の滞納によりまして電気がとめられ、生活に支障が起きるようなことがないように担当のケースワーカーが家庭訪問の際に生活指導等を行いたいと考えております。また、御指摘の生活困窮者、低所得者でござ

いますが、この間昨年の12月の広報、そしてことしの6月の広報による福祉相談ガイドというものを全戸配布いたしまして、そのガイドの中で生活保護の制度についても周知を図ってまいっております。生活の維持が困難な方につきましては、お近くの地区の民生委員さん、もしくは市の生活保護係にぜひ相談をいただきたいと思っております。

なお、本市独自の電気料値上げに対します生活困窮者の方に対します直接的な支援につきましては困難であると考えてございますので、先ほど総務部長が申しましたとおり今後さまざまな場面を通じまして電力会社に要請行動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ただいま大石議員のほうから中小企業者の滞納の関係で御質問があったわけなのですけれども、そういう相談があった場合については中小企業振興条例の中で拾えるかどうか検討させていただきたいというふうに思いますし、運転資金の関係ではマル経資金の利子補給も本年度からさせていただいておりますので、その部分含めて該当になるかどうか検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、17日に開かれる電力会社の説明会について引き下げ等の要請を行っていくということでございましたので、ぜひ実効に結びつくような提言を行ってくださいということを御依頼を申し上げます。

次に、ゼロ予算についてお聞きをします。市民部長のほうからる御説明がございました。情報交換ができる公債権とそれができない私債権との法的な壁でなかなか大変だというようなお話ではございましたが、名寄せ程度の情報交換はできるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 名寄せ程度というのは、いわゆる市税、それ以外の使用料の関係で名寄せというのは名前を突合できるかというようなことでしょうか。先ほども申し上げましたけれども、基本的には法律上ではそういう取り扱いには当然なってございません。ただ、市税側から例えばこの方に対する使用料等の収入の状況についてということでは聞くことは、問い合わせすることはできますけれども、使用料側からは税についてというのは問い合わせはちょっとできないということで、基本的には名寄せについてもできないというふうに考えてございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

そうすると、プロジェクトの中では例えば公債権のほうで、これは財産の調査権があるほうですけれども、滞納しているそれぞれの情報は名寄せはできないにしても、それぞれ多重に幾重にも重なって滞納していると、いろんな分野で、手数料でも何でも、市営住宅の家賃だとか、住民税だとか、市営住宅は私債権ですけれども、こうした状況として多重に債務を抱えている方が出てきた場合のプロジェクトの対応といいますか、名寄市の対応というか、それは例えば消費者金融のほうを優先するのか、消費者金融というのも多分出てくると思うのです、お話を聞いていけば。相談あるいは訪問をしていくということですから。実は、名寄市以外にも消費者金融からの借り入れがあるのだというようなことが多分出てくるのだらうと思います。そういったときに、もちろん税金のほうを優先していくのだらうと思うのですけれども、こういう多重に債務を抱えている方に対しての対応というのは何かマニュアルみたいので対応されているのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 多重債務者にかかわ

ってのマニュアルについては、市税側、税務課サイドではつくっておりません。ただ、多重債務についてはこれまで全国的にも問題となっていて、多重債務による市税の未納等がふえているという実態もございますので、税務課サイドでは、市税側ではそういった研修がございますので、多重債務に対する研修等がございますので、その部分については参加をさせていただいておりますけれども、それ以外の使用料等についての状況については私のほうで今把握してございません。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） そういう名寄市の金銭債権にかかわらないものについては、把握していないということなのでしょうけれども、私はこのプロジェクトのチームの働きについてぜひ今後も注視をしてまいりたいなど。ただ、ゼロ予算で何も無いところからみんなの知恵と協力体制でやっていくのだという、その活動については本当に素晴らしいと思うのですけれども、ただ今後こういった活動内容を伝承していく上で、こういったときにはこう当たるのだというようなケース・バイ・ケースに従って対応していくようなマニュアルの整備も多分必要になっていくだろうと思うのですけれども、それがいつまでもゼロ予算でいいのかどうかというのは今後の課題とさせていただきたいと思いますが、次、空き家条例についてちょっとお聞きをしてみたいです。

改めてお聞きをするのですが、先ほどちょっと微妙な言い回しだったのですが、強権といいたいようか、行政代執行については慎重な対応していきたいというようなことでしたか、代執行は慎重な対応で臨みたいというようなことでした。つまり、今準備を進めている管理条例については行政代執行の条文を盛り込まないということになるのですか。ちょっと確認ですが。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 行政代執行について

は、盛り込まないということではなくて、規定をした場合にいろんな問題がありますということでの認識でございます。今全国で138の自治体で条例を制定をしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり空き家に特化した部分が約40あります。138のうち代執行を規定をしているのは50と、138のうち50ということの状況になっておりまして、名寄市としても取り扱いについては先ほども言いましたけれども、代執行を規定をすれば空き家が解消されるということでもございませんし、実際に執行した場合においては名寄市も費用が発生をする、しかもその費用が回収できるかどうかという問題もございまして、この課題については十分慎重に協議をしていきたいという考え方であります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 慎重にやっていきたいということで、反映するかどうかについてはまだはっきりしたものをお持ちでないということなのだろうと思いますが、時間の関係でお聞きしたいのですが、これは本年度内に制定、施行されるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 3月の決算委員会ということで年度内に制定ということで答弁しておりますので、最大限年度内ということで取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

（「3月の予算委員会」と呼ぶ者あり）

○市民部長（中村勝己君） 予算委員会での答弁ということでございますので、25年度中にということで先ほど申し上げましたように少し全体的にスケジュールおくらせておりますけれども、最大限そこは年度内ということで考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

次に、ちょっと時間の関係で申しわけありませ

ん。次の質問に入らせていただきます。中心市街地についてお尋ねをしております。平成18年の夏に施行された改正中活法なのですけれども、それから7年経過をしていると。幾つかのこの活性化基本計画に従って名乗りを上げた自治体の活性化基本計画が5年間という計画期間が間もなく終了しつつある、徐々に、そういったことも含めて経産省は今回この改正中活法全体を見直しをして、ちょっとハードルが高かったという反省のもとでもう少しハードルを下げた中心市街地の活性化法を模索しているというニュースに接しました。この情報については、どの程度把握されているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 中心市街地の活性化政策の見直しに関する動きについてでありますけれども、国におきましては平成24年11月から現行の中心市街地活性化政策の検証の見直しに向けた有識者会議が行われまして、中心市街地活性化政策の見直しの方向性についての取りまとめが公表されております。しかしながら、具体的な国の認定基準ですとか法の改正の内容についてはまだ公表されておられませんので、今後具体的な内容が定められた場合につきましては商工会議所等々の関係者と十分協議をしながら方針を決めてまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。まだスタートしたばかりで、具体的なところまではいっていないようでございます。

さて、私は中心市街地の活性化についてはよる一なオープンとあわせて同時並行で進めていかなければならぬものだろうというふうに考えるのですが、そこで行政の果たすべき役割も大変重要だろうと思っております。その果たすべき役割としては、首長の熱意があるだろうし、行政担当者のスキルアップもあるだろうと思っております。それらがまちづ

くりの巧拙に大きく左右もするだろうし、中心市街地活性化の達成度にも大きな落差、差異が生じるだろうというふうに思うのですけれども、最後に加藤市長のまちづくり、中心市街地活性化に対するお考えについてお聞かせをいただければと思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 4月に駅横に交流プラザをオープンをさせていただきました。まずは、ここを基軸として、これまで交通の結節のばらつきでありますとか、あるいは商工会あるいは観光協会だとか、それぞれ分散している施設を一定程度駅横に集約をして新たな中心街のにぎわいを創出していこうということで4月からオープンをしているわけでありまして。この施設を基軸として、今ソフト面において民官一体となって活性化することで中心街の活性化、あるいはこの地域の発展につなげていこうという取り組みをスタートしているところであります。さらに、この機運が醸成をされて、今後加えてさらに3・6も含めた中心市街地の活性化をどうしていくのかということ、ぜひそうした機運をこれから高めていきたいというふうに思っています。具体的にこうしていくということは、青写真を私が持っているわけでありませんが、しかし今後少子化、高齢化、あるいは低炭素なまちづくりということを考えていったときには中心街に一定のにぎわいを集約していくということは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、今後議員からも御指摘のあった経産省のいろんなメニューのみならず、あらゆる省庁にまたがっていろんなメニューがあると思っておりますから、まずは意識を醸成させてその中で中心街をどうしていくのかという議論を具体的にさせていく中で、今後市民みんなで新たな中心街のまちづくりについての青写真を描いていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、町内会とそ

の活動についてお尋ねをしていきます。

名寄市の高齢化率というのが本年3月末で28.61%だったかなと思うのですが、今回のアンケートの集約の結果、役員の高齢化率というのが類推することができるのですけれども、会長職で60代が48.5%と、他の役員についても60代、70代が圧倒的に多くて、町内会役員の高齢化率を算出すると多分40%を超えるのではないかというふうに思うのですけれども、ただ厳密な数字がないので、推測の域は出ませんけれども、あと会長職で20年以上だとか、どうも後任や引き受け手がいなくて留任と再任を繰り返している、一度入ったらなかなか抜け出られないというような役員となって、なかなかそれがまたかえって逆に役員の引き受け手がないという状況にもなっているようです。こうした状況から、町内会においては婦人部や子供育成会などが休止あるいは停止しているような町内会もございます。このまま座して待っていれば、早晚町内会そのものが機能停止をして活動停止または休止をせざるを得ないというような状況に陥る町内会も出てくるのではないかと思うのですが、この辺の推測について間違っているかどうかについて御指摘いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回町内会にアンケートをとらせていただきまして、82町内会のうち68の町内会から回答いただいております。今議員から御指摘をいただきましたさまざまな課題が明らかになっておりまして、ただそれぞれ現状町内会連合会含めさまざまな取り組みを町内会通して行っていただいておりますし、確かに将来に向けては高齢化等さまざまな課題もありますけれども、現状ではしっかり地域を守るために市民の皆さん頑張らせていただいているということがありますから、行政としてもしっかりその辺の支援をという、今はそういう段階でまさに後押しをしているというような状況であります。しかしながら、

将来における課題としましては、やはり人口減少等もございますし、町内会の再編も含めてさまざまな形が出てくる可能性もあるという認識は持っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 将来ということなのですが、かなり切迫した状況だろうと私は思っていますので、ぜひともあしたではなくてきょうからすぐにでも町内会の現状を踏まえた対応が私は必要だろうと思います。

近年市職員を退職されたOBの方が町内会の要職につかれる方が多いです。たまたまそういうOBの方とお話をすると、こんなふうにおっしゃっていました。かつて上役は、部下に向かって町内会とのかかわりの中でコミュニケーションを深めるようにというのを機会を捉えてお話をされていたのだけれども、今はどうなのだろうねというようなお声を聞きました。ここで、また再度加藤市長にお聞きをしたいのですが、市長、市職員と町内会とのかかわりについてどのように認識をされて啓蒙、啓発あるいは指導されているのか、お考えがあればお聞かせをください。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員が御指摘のようなお話を私も就任以来たびたびとお話を聞いていただいて、一部どうしても職員の中でも町内会に入っていないという声も聞いたこともありまして、昨年に職員の皆さんにアンケートをさせていただいて、町内会の加入の意識調査ということでさせていただいたところであります。実態としては、やはりだんだん若手職員の中では名寄市外からここに就職をされているというか、方も多くてなかなか入り方もわからないだとか、コンタクトがとれないというような、入りたくてもというような声も聞いたところであります。改めて今後は、我々職員としては市民の皆さんの幸せのために日夜邁進していかなければならないという立場であれば、当然町内会活動はしっかりと最低限加入をし

て活動していくということは我々の責務でないかということをお話をさせていただき、またそうした加入の仕方等についても相談をさせていただき、このアンケート結果をもとにそれぞれ部次長会議や課長会議等でもお話をさせていただいていますし、新しく入ってきた職員の皆さんに対しては私のほうから必ず町内会に入るように今後はしっかりと指導していきたいというふうに思い、またお話ししているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 町内会活動を見ていると、なかなか新たに加入していただける方も貴重な存在ではあるのですが、いらっしゃいます。そうした方に役員を引き受けていただくときに、高齢の役員の方はその方に対して口伝、口伝で仕事の役割だとかお教えするものですから、なかなか理解が深まらないということがございまして、一子相伝といいたいまいしょうか、口伝で紙に書いたものがないものですから、ぜひとも今後町内会活動の運営のハンドブックみたいなもの、作成に向けて御検討願いたいと思います。

最後に、時間がなくなってまいりましたが、財政の制度化についてはしよりながらちょっとお聞きをしてみたいというふうに思います。平成18年3月に新名寄市が誕生して以来、ことして7年3カ月ぐらいが経過しようとしています。この間国の支援、財政支援、地方交付税あるいは特例債、こういったものを活用して合併効果を楽しんできた、名寄市は。ただ、それらも既に間もなく、28年、33年、平成ですよ、それらが徐々に解消、なくなっていくということを踏まえた上での財政的な財政規律と、そしてこの3月に国立社会保障・人口問題研究所でしたか、そちらのほうで名寄市の、市町村別で出ていましたが、人口推移は2035年まで出ていました。こういった年少人口、あるいは生産年齢人口が減っていった前期と後期の高齢者、これ高齢人口といいますが、こちらがふえて高齢化率が高まっていくとい

うふうになっていくと、住民税などの課税ベースに与える影響も大きくなっていくだろうと私は思うのです。そういう人口減少の部分と合併効果による交付税の見直し、これ合併から10年間の合併しない前の交付金を全額担保するみたいなことがありましたけれども、こういったものもどんどん漸減的に減っていくというふうになっていくと、名寄市は過去に財政再建団体になった過去がありますから、そういったDNAを持っている名寄市ですから、私は財政健全化に対するそういったものは必要だろうと、規律は必要だというふうに考えてガイドラインなり条例化、あるいは名寄市の基本条例には20条の中に書いてありましたけれども、それだけなのです。理念化して終わっているというのがあります。もっと具体的に何をどうやっていくのだ、例えば健全化法で定められた4つの指標に名寄市独自の目標数値を設定していく、財政調整基金の基金残高に目標金額を設定していく、全ての金額と指数に目標値を設定して警戒危険ラインに陥る前に名寄市としてどのような対策をとっていくかという、そういった財政規律の明文化したもの、それは条例でもガイドラインでも結構なのですが、ぜひ制定をしたいというふうに考えているのですが、この点について再度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 前島市長時代に議会答弁の中で、財政運営については常に柔軟性を持って市民の皆さん方の住民サービスをどのように支えていくかと、そこはまさしく毎年毎年の国から示される経済対策、地方財政対策も含めると網渡り的にやらなければならないと、こういうお話もありました。財政規律をコントロールするためには、国では決算カードで全国の3,300の地方公共団体のどの程度のランクになるのか、どこに問題があるかということも含めて決算カードがありまして、夕張の財政破綻問題を踏まえて健全化の指標の公表も義務づけをさせていただきまして、

名寄市でもそれに向かってまちづくり懇談会も含めて対応させていただいておりますので、独自の財政規律をつくってもなかなか市民の皆さん方へ他市と比較をしてどの辺に位置しているかについてもわかりづらいということもありますので、いましばらくは国が示している内容を熱心に市民の皆さん方に説明させていただいて、十分御理解をいただいて、なおかつ合併算定がえにつきましてはまちづくり懇談会の中でも地区の皆さんのほうから随分交付税が減って大変なのだねということ、交付税という言葉も地域の住民の皆さん方から出てくるような状態になっていきますので、一定の認識は市民の皆さん方にも御理解はいただいているのかなと。この辺しっかり今後も情報共有含めて市民と協働のまちづくりに進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

施策等の決定手法と市民周知について外3件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をしてまいります。

1点目は、施策等の決定手法と市民周知についてであります。名寄市自治基本条例第5章、市長等の役割及び責務、第16条では「市長等は、市民への説明責任を果たすため、常にまちづくりに関する考えを市民に明らかにしなければならない。市長等は、常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応するとともに、市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない」と定めています。ところが、新年度に入った4月20日過ぎ、研修などを目的とした移送に市が指定した業者から車両を借り入れている福祉及び社会教育関係団体に対し、それぞれの所管課から「平成25年度バス運行業務委託料の単価改定及びバス利用における留意事項のお知らせ」と題した文書が届きます。内容は、平成25年度における委託料

の単価が改定になりましたので、本年事業を計画されている場合は予算等留意していただきますようお願い申し上げますという簡単な文章と借り上げバス利用における留意事項及び単価表が同封された簡素な内容であります。料金の改定は、大型、中型、小型バスとも1時間単位で1,000円、1から3時間で3,000円、半日で4,000円、1日で7,500円から8,000円引き上げる内容を主としたものであります。市では、老人クラブで車両運行の10分の9、老人クラブ以外の団体で同2分の1の補助を行っていますが、各団体の負担増になるのは明白であるにもかかわらず、事前の説明及び具体理由もなく、突然の通知であり、各利用団体に戸惑いを与えるものであります。

その後加藤市長名で5月22日に「平成25年度バス運行業務委託料の単価改定にかかわるお知らせ」という文書がバス利用団体代表者に届き、周知が遅くなり、各団体の皆様には多大な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとし、25年度については旧単価で行う趣旨の内容でありました。議会に対しても所管常任委員会などで説明されておりますが、改めて今回の一連の対応、てんまつについてお伺いします。

しかし、各団体とも総会時期を間近に控えて突然の通知であり、戸惑いを与えたのは事実でありますし、市の信頼を損なうあってはならない対応であったと思いますが、担当部署の反省点、市としての改善方法、施策等の市民周知のあり方についてお伺いします。

また、今回の通知では、旧単価表で行うとしながらも、単価表で24年度は最低補償料金3時間分、半日、4から5時間程度、1日、8から10時間上限と名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金交付要綱で定められていましたが、25年度は最低補償料金3時間分は変わりませんが、半日、3時間以上5時間以内、1日においては5時間以上10時間上限に改定されております。利用団体にとっては不利益となる遡及に当たる対応

であると考えますが、見解を求めます。

2点目は、駅前交流プラザよろーな開設に伴うにぎわい創造についてであります。さきの平成25年第1回臨時会は、より慎重な審査が必要という議長判断で異例の12日間開催され、よろーな駐車場取得を含む補正予算案を所管の経済建設常任委員会に付託し、多くの傍聴市民を迎える中、合計4回の委員会で協議が行われました。最終的には多数決により原案可決となりましたが、駐車場の有効活用のため日々のにぎわいをどう創造するかも大きな議論となったところです。

そこで、端的にお伺いします。1つ目は、5月24日に開催された駅前プラザよろーな運営委員会で新たに委嘱された運営委員らの意見はどのようなものであったのか、また意見を受けてどのような協議をしているのか、さらには入居団体や商店街などとの協議経過はどうであるのか、加えて通常時の利用促進策及び商店街活性化につなげる具体策について所管する営業戦略室ではどのような協議が行われているのか、この際明らかにしていただきたいと思えます。

最後に、よろーな管理のあり方についてであります。この6月2日、よろーなを開設記念としてかみかわまるごと食べによるーなフェスタ、なよろアスパラまつりが開催され、よろーなや6丁目商店街は小雨模様にもかかわらず多くの市民らでにぎわいました。しかし、補正予算の駐車場取得審査に際して常に市側が訴えていたよろーな、Qマート、取得駐車場の相互利用は果たされていませんでした。よろーな駐車場はイベントに活用され、Qマート駐車場前には係員が立ち、利用しないように求め、取得駐車場は出店者の駐車場となっていたため入ることができませんでした。このため訪れた市民らは、南広場に車をとめたり、小雨模様であったため路上駐車に対応していたのが実態です。また、よろーな内に市職員の姿はなく、嘱託職員の管理人が忙しく市民らの対応に追われていましたが、なぜあのような状況に至った

のか説明を求めます。

3点目は、名寄市立総合病院についてであります。名寄市立総合病院の24年度決算については、行政報告にもあったように1,900万円の単年度純利益を計上することができました。改めて佐古前院長、和泉現院長を初め病院関係者の日々の御努力に敬意を表します。今後も診療科21科に医師49名、研修医8人の57人を初め、医療スタッフ65人、看護スタッフ289人のもと地域住民の健康増進に努められますようお願いを申し上げます。

しかし、一方では救急救命センターの開設、看護基準7対1の導入などの課題もあります。そこで、まず医師法施行規則第19条に基づく医師の配置基準の状況及び7対1を全科で導入した場合の看護師基準配置についてお知らせをいただきたいと思えます。

近年は、訴訟リスク、勤務が過酷などの理由で産科、小児科、麻酔科、外科の志望者が減っている状況があり、専門家の間では外科医不足により高齢者社会を迎えて増加するがん手術などは二、三カ月待たなければ手術は受けられない状態が来るのではないかという懸念の声も出始めています。一方、看護師についても依然として確保は厳しい状況が続いています。特に公立病院の場合、公務員の退職金カットと給与削減に過酷な勤務状況が相まって早期退職を考えている人がふえており、と言われております。名寄市立総合病院では、これまでも各関係機関と連携しながら積極的な確保対策を行っていますが、今後の医師、スタッフ確保対策としてさらに必要としている対応及び課題についてお伺いします。

さらに、全国の各病院では今まで以上の経営効率化とコスト削減のため入院患者への給食、シーツや検査着の洗濯、院内清掃、医療機器の保守点検、医療廃棄物の処理、検体検査、医療事務に加え、院内情報コンピューターシステム、院内物品管理などの分野のアウトソーシングが活発になる

という見通しもありますが、名寄市立総合病院におけるアウトソーシングの考え方について、この際明らかにしていただきたいと思っております。

最後に、名寄市立大学についてであります。市長は、5月7日の部次長会議で5月中に大学のあり方を具体的に検討する組織を立ち上げると述べ、行政報告の中でも大学の中期的な振興計画の策定と保健福祉学部の再編強化、短期大学部児童学科の4大化による新学科を前提とした検討準備組織を設置し、具体的な検討を進めてまいりますとしております。そこで、大学のあり方にかかわる具体的な検討課題、検討組織の概要及びスケジュールについて、第1回定例会の代表質問以降さらに具体的な検討が進んでいると思っておりますので、お伺いします。

また、ことしも203人の新入学生を迎えましたが、向学心に基づき学業に励むとともに、若いパワーでさまざまな活動を続ける名大生と豊富な知識を有する大学としての可能性について大学側ではどう認識し、導こうとしているのかについてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐藤議員からは、大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目3は病院事務部長から、大項目4につきましては大学事務局長からの答弁になりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大きな項目1についてお答えをいたします。名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金の委託料改定につきましては、最近の燃料高騰など委託業者が置かれる厳しい経営環境を受け、見直しを行ったものであります。こうした民間事業者への委託運行は、福祉バス及び生涯バスの廃止に伴い平成21年度から実施されておりますが、開始以降この4年間の委託料は事業者の経営努力もいただき、据え置きでありました。契約に当た

りましては、燃料費などの変動も見きわめる必要から予算成立後に行っておりましたが、結果値上げをせざるを得ない状況となり、各利用団体への改めての周知が4月下旬と遅くなりました。このことで、既に利用団体等では総会などが終了したところもあり、再度の負担金徴収など利用団体に混乱をもたらす結果となる懸念も生じたことから、急遽昨年同様の負担とさせていただいたところがあります。このことにつきましては、所管の市民福祉常任委員会等において経過説明を行い、その後各利用団体へ周知がくれ、混乱を来したおわびと今回改定を行わない旨のお知らせをさせていただきました。

次に、反省点と改善手法であります。今回のように委託事業における料金等の改正が必要となる場合には十分な市民周知期間が必要と考えます。これまで年度内の料金改定を避ける意味から、運行経費等の見きわめに年度ぎりぎりまで待っての契約としておりましたが、今後は事業者の理解もいただきながら早期に債務負担行為を行って仮契約を済ませ、おおむね3カ月間ほどの周知期間の確保を図ってまいりたいと考えます。周知方法といたしましては、団体への文書での通知とあわせ、説明の機会を設けるなどきめ細かな対応に努めてまいります。

また、今回のように庁内で契約部署と補助金を扱う部署が複数にまたがる場合、状況や経過などにおける情報の共有が不可欠であったにもかかわらず、結果として連絡調整が不十分となりました。今後は、このことを教訓とし、各担当部署との連携のあり方について再度協議を図り、かかる事態の再発に努めてまいります。

今回の交付要綱の単価表における時間区分の見直しは、これまでの時間区分で曖昧となっていた時間帯を明確にすることが目的となっております。これまでの要綱では、最低補償料金が3時間分とされ、また半日を4時間から5時間程度としていたことから、3時間から4時間までの分が明確で

はなく、また1日が8時間から10時間上限とされていたことから、5時間を超えて8時間までの扱いも曖昧となっております。しかし、実際の運用では、半日を3時間を超え5時間程度までとし、6時間を超えるものについては1日料金で対応をさせていただいております。今回の見直しは、これまでの運用に準じる対応となっており、新たな不利益の遡及には当たらないものとの判断もございましたけれども、結果として説明が不十分でわかりにくいものとなっており、改めておわびを申し上げる次第であります。今後こうした内容につきまして改めて利用団体への説明の機会を設け、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、駅前交流プラザよろーな開設に伴うにぎわい創造について、小項目1、よろーな運営委員会での協議経過についてお答えいたします。

去る5月24日に駅前交流プラザよろーな運営委員会を開催をし、新たに11名の委員へ委嘱状を交付し、議題として4月の利用状況、よろーなの管理運営体制、入館者からの意見、要望について報告いたしました。続いてよろーなの利用に関する意見や要望をお聞きしたところ、節電は理解できるが、少し廊下が暗く、掲示物も見えづらいので、館内の明るさの改善、屋内での火気の使用及び喫煙場所の案内掲示、バス利用者の駐車場利用方法についてなどの意見が出され、要望として軽食販売、館内BGM放送などの提案をいただきました。これらの御意見を踏まえ、館内の照明については6月からエントランスホールなど共通で利用する部分は全ての照明をつけることといたしました。公共施設での節電意識は必要であることから、利用者に御不便をおかけしない範囲での節電に努めるほか、他の御意見等につきましても改善できる点については早急に取り組んでまいります。また、財政負担や関係者との協議が必要な

案件については、随時検討を行うとともに、検討経過やさらなる改善点などの意見を聴取するために定期的なよろーな運営委員会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目2、入居団体や商店街等との協議経過についてお答えいたします。よろーなオープン前に開催した入居団体や商店街等との協議については、入居団体とは3回、商店街等関係団体とは2回開催いたしました。いずれもにぎわいづくりや利活用に関しての意見や提言はよろーな自体の具体的なイメージが想像できなかったこともあり、ほとんどがよろーなの利用に関する質問でございました。したがって、4月1日によろーながオープンし、一定期間が経過した後、施設利用、サービス提供に関する改善点、周辺商店街とのかかわりの可能性、さらには一体的利活用によるにぎわいづくりなどについて具体的なイメージが想像できる時期にそれぞれ協議を行うこととしておりました。入居団体とは5月31日に開催を予定しておりましたが、他の日程の関係もあり、6月19日に開催することとしており、商店街等につきましても商工会議所協力のもと商店街連合会の皆様との意見交換の場を6月17日に設けさせていただき予定としております。いずれにいたしましても、関係団体等との協議など事前の取り組みが不十分であったことに対しましては反省をしているところでございます。

続いて、小項目3、通常時の利用促進策についてお答えいたします。よろーなの通常時における利用促進については、所管している私ども営業戦略室とよろーなのにぎわいづくりの企画運営について業務委託をしているNPOなよろーな観光まちづくり協会と連携しながら協議をしているところであります。エントランスホールにおいては、オープン当初から株式会社エフエムなよろー様の御協力により金曜日の夕方1時間をよろーなから生放送していただいているほか、各学校、幼稚園等において作品展示などについて御協力をいただいで

いるところです。催し物の開催は、集客に一定の効果がありますが、日常的に開催することは現実的に困難ですので、日常的に利用していただく来館者をふやすためにも大学生や高校生などのサークル活動などが利用しやすい仕組みなど、具体策を検討していきたいと思っております。また、営利目的外でのよろ一なを用いた一定のにぎわいを創出する取り組みに対する利用料の減免策なども現在協議をしているところであります。

続いて、小項目4、商店街活性化につなげる具体策についてお答えいたします。よろ一なと商店街との一体的な取り組みによる商店街活性化に波及する取り組みとして、本市における従来のイベントではイベント会場の経済効果は大きいですが、周辺商店街への波及効果は少ないと考えられております。これらを改善する試験的な取り組みとして6月2日に開催をされましたかみかわまるごと食べによる一なフェスタでは、市内消費拡大事業としてイベント会場内で一部の販売店を除き、現金ではなくチケット使用による販売を行い、そのチケットがイベント会場外の周辺商店街でも金券として利用でき、かつイベント開催日以後2週間まで利用できることといたしました。これは、イベント以外で周辺商店街での商品購入の動機づけの喚起を促すことができるかの取り組みで、他地域では地域活性化策の一つの成功事例として取り上げられていた事業を本市にも適用してみたところでもあります。しかし、イベント当日にチケット製の周知が十分にされていなかったこともあり、チケットの利用に困惑する来場者が多数見られ、本市での初めての運用とはいえ、イベント時の利用方法などについて反省すべき点が多々ありました。周辺商店街への経済効果については、まだチケット積算期間が終了していないためその波及効果等は算出できませんが、商店街活性化につながる具体的な取り組み策の一つとして今後も活用できる手法と考えております。それ以外にも恒常的に商店街活性化につながる取り組みは必要であり、そ

れらをなし遂げるためには行政と商工会議所との連携を初め、周辺商店街との積極的な企画発案、協力なくして効果的な取り組みを実行することはできないと考えております。空き店舗対策等による商店街からよろ一なへの波及、よろ一なのにぎわいから商店街への波及など、さらには相互波及などさまざまな可能性について商店街を初め関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

続いて、小項目5、よろ一な管理のあり方についてお答えいたします。よろ一なオープン記念事業の一つとして6月2日に開催されましたかみかわまるごと食べによる一なフェスタ in アスパラまつりは、西2条から大通までの名よせ通りを通行どめとし、よろ一なと一体的なイベント会場としてさまざまな催しが展開されました。名よせ通り会場を主にステージ、グルメ、物産販売会場とし、よろ一な会場をミニ動物園、セグウェイ試乗、絵本読み聞かせなど市民団体の活動広場などの会場として活用いたしました。イベント会場が広範囲にわたることから、車での来場の利便性を考慮し、南広場を含めた周辺の駐車場を臨時駐車場として利用しました。実行委員会では、ステージを含む西2条通会場が集客数の多くが見込まれるメイン会場であると想定し、イベント来場者用メイン駐車場を南広場臨時駐車場といたしました。また、上川地方管内の各市町村からの出店業者とバスターミナル利用者用としてQマート南側駐車場を設定をいたしました。このことでQマート店舗のお客様用駐車場での来客者駐車スペースが確保できない可能性が高くなったことから、実行委員会ではイベントの周知も含め、チラシの新聞折り込み等によりイベント来場者については南広場臨時駐車場を初め名よせ通り周辺駐車場の利用をお願いしたところであります。結果として来場者に御不便をおかけしたところもございましたので、今後におきましては主催者側と十分協議の上、万全を期してまいりたいと考えております。

イベント当日におけるよろ一な内の管理体制に

つきましては、よろいな会場にて各種催しを行った各団体等からの必要機材の貸し出しや来館者からのさまざまな問い合わせ等が多々あったことから、管理人室が不在となり、問い合わせ等に対応できない場面もございました。これらの管理につきましては、よろいな管理を所管している私どもと実行委員会でさまざまな確認とシミュレーションを想定していなかったこともございまして、関係者に御迷惑をおかけしたことについて深く反省しているところであります。これらのさまざまな問題点を一つ一つ解決をし、よりよいよろいな利用及びサービスに取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目3点目の名寄市立総合病院について申し上げます。

初めに、医師、看護師を含めた医療スタッフの確保についてお答えをいたします。まず、医療法の施行規則第19条に基づく医師の配置基準の状況についてであります。平成25年2月1日現在患者数から見た当院の標準医師数は28.9人で、非常勤医師数も含めた医師数は60人おりますので、充足率は207.6%となっております。標準医師数については、名寄保健所が毎年実施しております医療法第25条の規定に基づく立入検査により充足が確認されているところであります。

次に、看護基準7対1を導入した場合の看護師の配置基準につきましては、看護職員全体の確保に加え、1つは一般病棟に勤務可能な看護職員と、さらに夜勤ができる看護職員の確保が条件となります。本年3月の退職者と4月の採用者を合わせた結果、看護職員全体では17人の増加となっており、5月1日現在再任用を含む正職員の助産師、看護師、准看護師の職員総数は289人ですが、そのうち産休、育休、病休者などが18人、育児短時間勤務者が7人おりまして、救急外来を

除く一般病棟看護職員数は185人、そのうち夜勤可能な看護職員は145人となっております。看護基準7対1の導入には、一般病棟の看護職員が180人から190人、そのうち夜勤可能な看護職員が150人程度必要であります。まだ若干不足しておりますので、4月の新採用の新人看護師が夜勤可能となる本年秋ごろをめどに7対1を導入したいと考えております。

次に、医師等のスタッフの確保について申し上げます。北海道が平成24年10月にまとめた北海道の医師確保対策についてによると、平成12年と22年の対比では小児科が微増、産科、産婦人科と外科系医師は減少しているという結果が出ていますところではありますが、当院は幸いにして脳神経外科で1人減員となったものの、循環器内科、消化器内科、産婦人科では1人ずつ増員され、他の診療科においてもこれまでの人員を維持することができました。今後も派遣元の旭川医科大学、北海道大学の各講座を初め各関係機関との連携を強化するとともに、臨床研修センターを中心とした研修体系の確立、子育てをしている女性医師を対象とした短時間正規雇用の実施、必要な医療機器の購入、医師住宅の整備など、ハード、ソフトの両面から医師が働きやすい環境の整備に努めてまいりたいと思います。

次に、看護師の確保策については、昨年新たにパンフレットを作成しまして、市立大学、市内高校、看護師養成校を訪問し、奨学金、院内研修制度などを説明し、広く募集に努めております。また、将来看護師を目指す高校生を対象にセミナー、ふれあい看護体験などを開催し、資格取得までのカリキュラムや学校での生活、奨学金制度、看護師となって以降の職場での体験などに理解を深めていただき、中学生には圏域の学校からの要請に応じて職場体験学習などの受け入れを行っております。医師、看護師等の人材確保は最優先の課題でありますので、今後もさまざまな施策に取り組みながら人材確保に努めてまいりたいと考えてお

ります。

次に、アウトソーシングの考え方について申し上げます。当院におきましても医療事務や医療機器の保守点検を初め、医療廃棄物の処理、院内清掃、検体検査の一部などを業務委託をしております。業務委託のメリットとしては、専門的なノウハウを持っている事業者を活用することにより、業務の質や効率性を高められる可能性があることや経費節減などが上げられると認識しております。しかしながら、委託会社の事情などもあり、離職率が高く、優秀な人材が定着しにくいことや指揮命令系統が異なることによる業務の円滑化が図りづらいことなど、幾つかの課題も生じています。最近では、アウトソーシングを進めていた病院の中に委託を一部縮小したり、取りやめて直営に戻した例もあると聞いております。いずれにいたしましても、委託のメリット、デメリットをしっかりと検証、認識し、慎重に判断をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、大学のあり方にかかわる具体的な検討課題や検討組織の概要、タイムスケジュールなどについてお答えを申し上げます。

平成25年第1回定例会における佐藤靖議員の代表質問に対して、平成25年度において中期的な大学振興計画の策定と学部再編強化と短期大学部児童学科4大化による新学科を前提とした検討準備組織を設置して具体的な検討に着手したいとする市長答弁により、短期大学部及び保健福祉学部の将来像についてより具体的な検討を行うために短期大学部児童学科4年制化、学部再編強化に関する検討準備会議を設置して検討を進める予定であります。この検討準備会議は、設置者と大学により構成するものとし、現在この組織のあり方について設置者と大学の両者において協議を行っ

ているところであります。5月中に検討準備組織を立ち上げる予定でしたが、課題整理等の事前の準備に時間を要し、現在に至っておりますが、近々のうちに設置をしてみたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

現在想定しております検討準備会議は、短期大学部児童学科の4年制化、新学科設置による保健福祉学部の再編強化に関する具体的な調査及び新学科設置に係る必要な事項に関する具体的な検討を行うことを目的として、設置者と大学との関係部署、部局の担当者により組織をしてみたいと考えております。具体的な検討課題としましては、国の制度改革の動向を注視するとともに、複雑化、多様化する保育現場から求められる保育士等の養成のあり方、18歳人口の減少が進む中、他市から学生確保の道筋、専門性を身につけた4大卒保育士等の受け皿の課題、充実した学士課程教育と専門職養成を行うための教員確保や施設整備の課題などが想定されます。検討事項としましては、保健福祉学部に保育士等の養成を主たる目的とする新学科設置について必要となる調査検討、検証を行い、具体的な制度設計、設置工程などの検討を行ってみたいと考えております。

なお、検討準備会議の具体的な検討スケジュールにつきましては、現在検討中であり、今後詳細について決定をしてみたいと思います。また、検討準備会議における検討結果につきましては、名寄市立大学研究会及び市議会に報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大学の中期的な振興計画の策定につきましては、大学の教育と研究の推進に関する目標設定とその目標達成のための中期的計画の策定が主な目的となるものと考えております。主な検討内容といたしましては、教育及び教育の実施体制に関する目標と計画、学生支援に関する目標と計画、研究に関する目標と計画、地域貢献などに関する目標と計画、国際交流に関する目標と計画、大学

運営の改善と効率化、財務内容の改善、自己点検評価と情報公開などが想定されます。この中期的な振興計画の策定につきましては、検討組織のあり方も含めてさらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、大学と学生の可能性についてお答えを申し上げます。本学の学生は、学業のみならず、地域におけるボランティア活動に積極的に取り組んでおります。学生のボランティア活動を支援し、推進する本学の地域交流センターが実践してまいりました地域交流活動は、大学認証評価においても高く評価されております。また、道北地域研究所が取り組んでまいりました地域資源の有効活用を目指した研究も本学の長所として評価されております。一方、大学認証評価におきましては、こうした活動内容や成果が広く市民に浸透しているとは言えない状況にあるので、さらなる工夫が望まれるとの指摘も受けております。

昨年7月の本学教授会において、名寄市立大学の理念を名寄市立大学はケアの未来を開き、小さくてもきらりと光る大学を目指すとして、公表いたしました。これは、教育、研究、実践のあらゆる場面においてケアの受け手と担い手のあり方について地域と大学が連携、協働して探求していくということと一般市民はもとより、地域の専門職にとって生涯学習の拠点となる高等教育機関を目指し、地域貢献機能を強く持った大学を目指す決意をあらわしたものでございます。この理念を具現化する一つの方向性として、これまで取り組んでまいりました地域連携、社会貢献の活動を基礎として道北地域研究所が担ってきた地域から求められる諸課題に積極的にかかわる地域研究分野、地域で学ぶ魅力を学生に喚起するための教育カリキュラムの編成とキャリア教育を具体化する地域教育分野、大学が自治体や社会法人などとの連携を強化して学生と住民が協働するボランティア活動の機会を積極的に設ける地域貢献分野の3つの

分野から成る新たなセンター組織体制の再構築を視野に入れて研究と教育はもとより、社会貢献に対し本学教職員と学生が一体となって取り組む展開を目指してまいりたいと考えております。大学と地域社会との関係構築は、名寄市の財産である市立大学の基盤であり、地域が学生を育み、学生は地域との交流により活力と魅力をつくり出すという地域意識の醸成に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問していきたいと思っております。

まず、バス運行の関係でありますけれども、今の総務部長の御答弁を聞いていると、予算査定するとき、特に12月前にもう予算、原課では始めていて財政課長のほうに上げてくるのですが、そのときにこの話は出ていなかったのですか。その後の部長査定、あるいは市長、副市長査定の際にこの話は出ていたのですか、出ていなかったのですか、お答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 従前の踏襲をしていたということで、予算査定段階では現行予算の枠の中で一定程度可能という判断もありましたので、従前と同様の対応してまいったというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） その従前と同じ対応という意味がわからないのですけれども、要するにこういうバスの料金を当初、昔は一定程度無料にして年間1回あるいは2回貸し出しますということで市民の皆さん、あるいは団体の皆さんそれぞれ研修で活用してくださいと、これを有料化するということは大きな議論になります。ある意味では、これは政策決定という部分もあってこういう形になったのですけれども、だからこそより慎重に対応しないとならなかったことではなかった

のかなという気がしているのです。それが団体によっては4月22日に文書が来るということで、ちょっとおかしいのではないかということになったのですけれども、当然ながら予算査定の中で原課ではこういう対応はバス業者から来ているという話があるので、やっぱり一定程度引き上げなければいけないという話が出ていないとおかしいのですけれども、それを総務部長は認識していなかったのですか、していたのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 結果として、認識に至っていないということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 認識に至っていないという、政策決定というのはどういうふうになされていくのですか。それは、課長決裁もあるでしょうけれども、市民生活、市民の団体活動にかかわる部分で原課で判断したものを部長が認識していないということが決定をして各団体に流れていくというやり方がやっぱりちょっと違うのではないかという、なぜそういうことが起きるのか、このところやっぱりこういうことが起きるのです。その原因がどこにあるという判断を総務部長はされていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回のように民間のバスを借り上げをしまして、実際の契約につきましては私どもの管財で行うと、1つは健康福祉部、そしてもう一つは教育委員会のほう、それぞれ原課のほうで具体的な運用については対応するというものであります。これは、一つ瑕疵でありましたけれども、契約の段階で十分状況の判断に至っていないということが結果として契約のおくれにつながり、もしくは料金改定の報告におくれを生じたということでありまして、この辺につきましましては従前4年間一定程度企業努力をいただきながら料金の据え置きをしていただいたということにある意味甘んじていたということが一つ契

約所管するところについてはあったということでありまして、その辺につきましましては先ほども申し上げましたとおり債務負担行為含めてしっかり時間をとって業者の皆さんとすり合わせをさせていただいて、新年度における料金体系をしっかりと押さえていくというところで対応してまいりたいというふうに考えますし、そうした情報の共有につきましましてはまさに関連する原課とのすり合わせも含めてしっかりするということが今回大きな教訓としてありましたので、従前の対応に流されることなく、しっかり検証してまいって対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 周知期間については、これから3カ月程度ということの基本にするということでありましてけれども、周知期間という一番議会で大きくもめた一つがポスフルさんが名寄に進出するときに建築制限条例をつくるときに周知期間が何日だということで、基本的な議論大きく当時の特別委員会ではしてきて、基本的には6カ月でないか、いや、1年でないか、3カ月でないかという判断が、その当時からやっぱり市民の皆さんにどうやって物を伝えていくかというのは議論してきたわけです。それが今になってもまだ基本的に至っていないと。3カ月というのはこれから徹底されるでしょうけれども、その意識をどうやって職員の皆さんに持っていくかということ、やはり私は1つは自治基本条例というのは何なのかというのが基本的にあると思うのです。これは、これまでも市民ホールの建設のときにも3分の1、3分の2という議論がありました。結果的には、そういう規制はなかったというのもありましたけれども、自治基本条例の行政運営の原則第18条でうたっていること、あるいは28条でうたっていることということがきちっと職員の皆さんに周知されているのかというのが疑問なのですけれども、その辺の認識は総務部長はどういうふうに思っていますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回の件で改めて丁寧な説明をしっかりと市民の皆さんに行っていくと、その中でしっかりと周知を図っていくと、そういう必要性を改めて痛感をさせられたということであり、まさに自治基本条例ができて、市民に対する私どもの情報の共有のあり方についてはしっかりと本来であればそれぞれの原課の中で対応すべきものと。当然そんな認識もありましたけれども、この間少しずつそういうところについては認識として少し薄れているという結果が今回の事例にあらわれているというふうにも思っておりまして、自治基本条例も22年4月から施行されておりまして、ちょうどことしで4年目に入るわけがあります。これから27年度に向けてしっかりとまた見直しを、5年に1回の見直しをやるというふうにも規定をされておりますので、まさに早くひとつ庁内の検討会議を立ち上げながら、また改めて市民懇話会等の設置もさせていただきながら、これにつきましては十分時間をかけながら市民の皆さんの意見を聴取をしてぜひしっかりと検証に結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 確かに自治基本条例の中では第8章第35条の中で5年以内ごとに見直すということがあり、この自治基本条例の精神なり内容についてはそれほど私は大きく時代的に変わっているというふうには認識はしておりませんが、改めてここで見直すということの作業を進めることで、それは職員研修、あるいはいろんな場を通じて自治基本条例というのは何が書かれているのかというのをもう少し周知をしっかりと図っていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思っておりますし、ある意味では課内会議とか係内会議というのを頻繁に開催すると。市民会館の本館が使えないようになって部次長会議の中でも福祉センターがある、あるいはよろ

ながある、文化センターがあるので、対応できるのではないかとこの報告がされているようでありまして、そういうことよりも日々職場でやっぱりお互いの仕事を認識し合うという作業をしっかりとしていかなければだめだと思いますけれども、その辺についても改めてこれは積極的な対応を求めておきたいと思っております。

ただ、総務部長のさきの答弁の中で時間帯について、要綱では時間をうたっているのです、1日は8時間から10時間と。その間は確かにないけれども、そこは私は政策的な余裕、配慮かなという思いをしていたのですけれども、そうではないと。1日というのは、その時間内で行ったときには1日と見るのだというのは要綱に反していないのですか。市民の皆さんは、団体の皆さんはそういう理解をされているのですか。例えば7時間、7時間だからうまくいった、これは半日で使用料終わったねと言うと思ったら、請求は1日の料金で来たら値段ははね上がるわけですから、そういう曖昧な要綱の運用というのをされているということよろしいという認識をお持ちなのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほど説明しましたとおり、要綱の中での時間帯の中で非常にわかりにくい部分があったということで、これは改めて民間の事業者を使うというところで、民間の事業者のほうでは運転者の手配含めて一定程度賃金の保障含めて具体的な対応されているというお話もありまして、その辺につきましては一定程度政策的な配慮という考え方は当然今まであってやってきたということでありまして、一定程度要綱としても精度を高めていくということであれば、ある程度時間についてもしっかりと定めが必要という判断で今回整理をさせていただいたことでもあります。この中身につきましては、改めて利用者の皆さん含めて説明の機会を設けましてしっかりと私どもの考え方をお伝えをしまいたい、そして御理解をいただきたいというふうに

考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 遡及は、確かに条例、規則がさかのぼって不利益をこうむるようなことであっては遡及に当たるので、地方自治法ではやっちはいけませんよと。要綱まではたしか入っていません。だけれども、要綱は何に基づくかといったら、条例、規則に基づくのが要綱という意味では遡及には当たらないかもしれないけれども、準じるという考え方をすると、この料金については24年度でやると言っておいて、この部分だけは25年度から見直すというのは、私はちょっと一致しないと。ある意味では、それは遡及するのではないのと。遡及に当たらないと総務部長はおっしゃいますけれども、認識としてはそういうことが言えるのではないかと思いますけれども、それは間違いということではよろしいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 実際の運用を一定程度踏襲するような時間帯の設定にさせていただいたことがありますから、この辺につきましては改めてしっかり利用団体の皆さんに説明させていただきまして、実態と、実際にこれまでの利用状況としっかり合うような形に合わせたいただければというふうに考えておりますし、その中身については改めてもし御指摘があれば私どもとしてもしっかり説明させていただきながら対応を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、利用している各団体は今会員不足、あるいは高齢化を含めてそれぞれ財政的にも苦しい状況があると思うので、私はあわせて各団体に御説明するのなら、やっぱり現状をしっかりと認識をされて、より利用しやすく、それぞれの団体の皆さんが研修に有効に使えるようなシステムにするということも含めて御検討されるのが主だと思います。料金だけ

ではなくて、どうやったらより利便性を高めて市民の皆さんの教育都市名寄としての一住民としての意識を高めていくかと、あるいは研さんを深めていくかということにつなげるべきだと思いますけれども、その辺について市長あるいは副市長どういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） もともと市のほうが無料でそれぞれ生涯学習、福祉政策としてさせてきたものでありまして、今扇谷部長言いました時間区分の関係につきましては直営でやっている部分についての融通性というか、柔軟性というのは多分あったと思うのです。そこのところを民間業者のほうの委託料の一部助成に切りかえる段階で十分でなかったことについては、ここはおわびを申し上げたいなと思っています。ただ、それを業として労働者を使って仕事をしているバス事業者の関係もありますので、この辺については基本としては9割補助であったり、50%補助だったりについてはしっかり堅持をしながら、この間の経過も含めて利用団体の皆さん方のほうにはしっかり対応してまいりたいと思っています。

なお、先ほど言っていますように、3月の予算が通った後、新年度に向けてのバス料金の委託契約の交渉という形になりましたので、こうするとどうしても過去4年間については料金が改定なかったもので、またことしもという中で燃料代の高騰とあわせて円安の傾向も含めてそれなりの負担が業者さんのほうから提案をされましたので、先ほどから言っている12月というのは周知期間、使用料等の最低の周知期間として9月提案、12月に結審いただいて3月までの市民周知、こういう形になりますので、12月に債務負担行為を設定して業者さんと、3カ月間のブランクあるのですけれども、新年度の料金体系についてしっかり契約に至るようにして1月から3カ月間、地域、町内会、生涯学習団体との説明をして十分御理解をしていただきながら進めてまいりたいと思って

います。

なお、この間職員もいろんな形で年度初めの整理についてはいろんなふくそうする業務を誠意持ってやっているのですけれども、この間の部分について少し事務がふくそうしたこともありまして、大変御迷惑おかけしたことをお詫びさせていただきたいと思っています。新年度に向けてしっかり早目の対応ということも含めて対応してまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 先ほど申し上げましたとおり、自治基本条例の中でもやっぱり市民の声に耳を傾けというのがあるわけですから、ぜひ同じ機会のときに利用団体の皆さんにどういう利用されているのか、どうあるべきなのかというものも含めてぜひ聴取をさせていただきたいというふうに思います。

それと、次によろ一な関係ですけれども、私はどうしてもわからない。あの4日間あの経済建設常任委員会で議論して、それは久保副市長、佐々木副市長も御同席されて議論をして、あの駐車場を新たに取得するときにQマートとの連携というのが大きな議論に、当然それがアスパラまつりのときも生かされているだろうという認識で現地へ行ってみたら、利用ができないと。常本室長は、新しく取得したところはバス利用者と市外の業者と言った。もう昼の段階であそこは入り口が遮断されているのです。バスの人は、利用できないのです、もう。自分でどけるか何かをしないと入れない、そういう状況をつくっていたのです。私がたまたま行ったときも、市内の御婦人でしたけれども、今バスに乗るのだといって車をよろ一なところにとめようとする、だめ、だめと係員の人が言っていましたけれども、実質言っていることとやっていることが違うのではないですか。イベントのときに使えるから、3つが連携するからいいのではないか。6丁目のアスパラまつりもそうですけれども、おトイレだってみんなよろ一な

におトイレしに戻るのです。よろ一なが拠点なのです。あとおトイレするところないのです。そういう対応を含めると、よろ一なの駐車場を取得して3つ連帯でイベントのときに活性化するのだと言っていた基本が6月に入って頭のイベントでもう崩れているのです。なぜそういうことが起きるのか。市民の皆さんだって注目して、あそこ5,000万円もかけてやる必要あるのかという議論もあって、市長の政策判断もあって、議会としても議決をしてなったのですけれども、実態が全然違っているということ自体にどうしてそうなっているのですかという質問ですので、改めてお答えをいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまの質問にお答えしたいというふうに思いますけれども、基本的には駐車場につきましては新しい取得した用地に駐車場が完成後の一体的な利用ということでございますけれども、ただ整備前におきましてもQマート利用のお客様の駐車場を確保した上で一体的な利用ということでは株式会社西條様とも理解をいただいておりますし、今回の対応につきましては私どもも実行委員会に入っているわけですが、そういったQマートの駐車場が、お客様の駐車場が確保できるかどうか微妙な感じだったということもあって、実行委員会の対応としてそのような対応させていただいたということでございます。ただ駐車場に入ることができなかったという部分についてはちょっと私ども承知していなかったのですけれども、今後につきましても当然イベント主催者側と十分協議をしてそういった利用者の方々に御不便をおかけしないような対応をとっていきたいというふうに思っておりますし、祭り会場の中のトイレの部分につきましても基本的には一応簡易トイレは用意をしておいたのですが、本部席の近くに用意をしておいたのですけれども、周知が十分でなかったということもあったというふうに思いますので、実行委

員会とも今後の反省部分として我々としても対応していきたいというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） Qマートの駐車場については、市長も行っていらっしゃったので、わかっていると思いますけれども、男性が1人張り紙を持ってずっと立っているのです、雨の中。ただで立っているわけではないかもしれない、有料かもしれない。だけれども、イベントのたびに実行委員会と市と協議して、またどうのこうのではなくて、基本ルールとしてそうでなかったのですか。3つを連帯して利用するということが基本ルールでなかったのですか、あの議論の中では。それがイベントのたびにそうやって協議するのですか。その辺が曖昧だと言うのです。多額のお金を投じて取得をして、直して、一体感を持ってにぎわいをつくろう、だからいいのではないかと、Qマートさんもそうやって協力してくれるよということが原則でなかったのか、改めて久保副市長にそれをお伺いしておきたい。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） ただいま佐藤靖議員から御指摘のあったとおり、3つの駐車場を連帯して使うという基本的な考え方については変わりがないということであります。ただし、今回の先ほど営業戦略室長のほうからも御説明申し上げましたとおり、実行委員会の運営あるいは管理する面におきまして、そこは不十分であったということをお伺いいたします。以後これらのイベントごとにそれぞれの対応ということではなくて、株式会社西條、さらには入居団体の皆様方とのそれぞれの連携を強化しながら、今後ともこの駐車場の3つの使用に当たっての有効利用について図ってまいりたいということですので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） いずれにしても、せっかく取得をして利用しようという駐車場がいざ使ってみようと思ったらできないというのは、私はあってはならないことだと。市民の皆さんの中にもいろんな声があって、議会側としてもその声を聞きながら議論をしてきて、結局はやっぱりそこに期待をしていてということが実際にされないというのは非常に残念でありますので、その他の部分についてはまた所管の委員会でやりたいと思いますので、以上で終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、熊谷吉正議員より早退の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。引き続き一般質問を行います。

農林業施策外1件を、植松正一議員。

○7番（植松正一議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

大きな1点目、農林業施策について4点についてお伺いいたします。今シーズンは、例年になく降雪に見舞われ、昨年12月からことしの3月までの降雪量は787センチで、過去6カ年平均で比べると58センチ上回る状況とのことでございます。そのため低温や日照不足などが影響し、天候不順が続き、作業全般での農作業の進捗や生育がおくれている、ジャガイモ等など播種段階に入っていない作物が多く見られる、今後の天候に左右されるが、最良の年でありますように念じて

います。

そこで、1点目に心配される農作物の進捗状況と今後の対応、対策についてですが、農作物の主要作物の現況についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、TPPに対して市独自の調査での影響額についてですが、本市は農業が基幹産業であり、本TPPは原則100%と関税撤廃されており、仮に重要品目の完全撤廃の例外措置が認められない場合、本道の販売農家全戸数の7割を超える3万3,000戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17万人の雇用が喪失するなど極めて影響が多いと報道されております。また、食料の供給、安全保障、雇用問題など山積しているが、政府は7月中旬ごろから交渉参加に踏み切るが、しかし国会では賛成、反対両論が飛び交う中での利害得失が関心になっていて中身の議論が示されていない中、交渉に入るとのことでございます。

そこで、23年にJA北海道中央会、本市の農業の影響を示されておりますが、その後本市の農畜への影響額は、また関連産業への影響額は、そして本市として関係団体と連携しての反対行動を予定しているのかお知らせを願いたいと思います。

3点目に、木質バイオマス利活用調査の内容と今後の利用促進の考え方についてでございます。

21年第1回定例会で地球温暖化に伴う新エネルギー利用検討、導入に対して産学官と協力連携し、全道各地の取り組みを検証し、本市として調査研究することでした。今回木質バイオマスの利活用調査を実施することですが、調査の内容と今後の利用促進の考え方についてお知らせください。

4点目に、森林整備担い手対策推進状況について。以前は、現場で働く方々は年配の方々が多く、若い人が育たない状況でございました。今は、高性能機械による低コスト、また作業等働く環境整備に国、道、市も職場での支援策を取り入れられており、そこで森林整備担い手対策推進事業につ

いて考え方をお知らせください。

大きな2点目、市内遊休地の利活用について3点について伺います。1点目に、旧営林署跡地については、現在名寄土地開発公社の保有地であり、来年度市が買い戻しを行う予定と聞き及んでおります。今までこの跡地の利活用に対しては、何人かの議員も質問をされており、以前私も質問させていただきました。方向性が見えない状況でしたので、今までの経過及び取り組みについて前向きの現状についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、緑丘第2団地跡地対策については、平成8年度に用途廃止以降18年経過し、以前に利用計画で質問いたしております。その後市長を初めとする部内での検討を含め、具体的な方向も含めた現状をお知らせください。

3点目に、普通財産の管理している宅地分譲、施設建設可能な面積状況についての現状をお知らせください。

以上でこの場からの質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 植松議員からは、大項目で2点にわたり質問がありました。大項目1は私から、大項目2は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、大項目1、農林業施策についての小項目1、心配される農作物の進捗状況と今後の対応、対策について申し上げます。本年度の融雪期は、大雪の影響と低温により平年に比べ10日遅い4月23日となりました。6月1日現在の北海道が行っております名寄地区農作業、生育状況調査では、耕起作業などについては4月下旬から5月中旬の降雪、低温、降雨により平年より3日から6日おくれの状況となっております。主要作物の生育状況は、ウルチ米、生育2日おくれ、作業3日おくれ、移植率は90%、モチ米、生育4日おくれ、作業5日おくれ、移植率は70%、秋小麦、生育5日おくれ、春小麦、生育9日おくれ、播種期は11日おくれ、大豆、播種4日おくれ、播種

率75%、小豆、播種10日おくれ、播種率10%、てん菜、生育3日おくれ、移植は完了、タマネギ、生育2日おくれ、移植は8日おくれ、アスパラ、平年の10日おくれの5月28日からJA道北なよろの共選作業が始まった状況となっており、5月下旬からの好天により当初のおくれを挽回しつつあります。今後の対応については、月2回の名寄地区農作業生育状況等調査並びに関係機関、団体で構成しております名寄市営農技術対策協議会での情報交換等を通じて必要な情報収集を行ってまいります。また、8月下旬をめどとして関係機関、団体の代表者による主要農作物作況調査を行っており、生育状況を確認し、対策が必要な場合は議会にも御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、TPPに対して市独自の調査での影響額はについて申し上げます。これまでのTPPをめぐる国の状況は、本年2月の日米首脳会談における共同声明において発表され、3月に安倍首相によるTPP協定交渉への参加表明があり、現在TPP参加11カ国は7月の会合からの日本の参加に向けて検討されているところであります。北海道では、3月に開催した北海道TPP協定対策本部会議で影響試算を発表いたしました。対象品目12品目、米、麦、てん菜、でん粉原料用バレイショ、小豆、インゲン、乳製品、牛肉、豚肉、鳥肉、鶏卵、軽種馬で1兆5,846円の減少となり、食料自給率への影響はカロリーベースで平成20年度の210%から80%に減少するとしております。農産物の主な影響試算では、米はアメリカ及びオーストラリアからの輸入により道内生産量の約3割が置きかわり、残る道産米の価格は輸入米に置きかわる部分の価格低下率の半分の率下落、影響額は597億円、小麦は輸入され、国内で製粉されていますが、粉で輸入され、道産100%をセールスポイントとする差別可能な小麦粉1%を除き、外国産小麦粉に置きかわり、影響額は470億円、てん菜は現在粗糖が輸入さ

れ、国内で精製されていますが、精製糖で輸入され、外国産と品質格差がないことから、道産てん菜糖の全てが外国産に置きかわり、影響額は1,031億円、でん粉原料用バレイショは外国産と品質、価格差がないことから、道産バレイショでん粉の全てが外国産に置きかわり、影響額は196億円、小豆、高級和菓子用生産量の約3割を除いて外国産に置きかわり、残る道産小豆の価格は輸入小豆に置きかわる部分の価格低下率の半分の率で下落し、影響額は121億円と予想されております。名寄市農業への影響額は、平成23年にホクレンで試算しましたが、米が現状の1割程度、豆類は大豆が壊滅し、4割程度、麦類は秋小麦が壊滅し、3割程度、バレイショは生食以外は壊滅し、5割程度、てん菜は壊滅、牛乳は飲用以外は壊滅し、2割程度になるなど、現在80億円の農業生産額が34億円となる試算がされております。市町村独自での影響額の試算については、試算方法、対象品目などさまざまな要素が必要なことから、単独での算定は難しい状況であり、北海道などに働きかけを行ってまいりたいと考えております。

市議会においても平成22年第4回定例会で反対決議、さらに平成23年第4回定例会及び平成25年第1回定例会でも意見書が採択されております。今月22日には、旭川でTPP上川地方対策連絡協議会主催の集会在4,000人規模で予定されています。名寄市としましても27日に関係機関、団体で構成する実行委員会によりTPPを考える名寄市民集会を開催し、理解を深めてまいりたいと考えております。今後とも北海道を初めとして、JAを含め農業関係者、市町村関係者等と連携し、今まで同様反対姿勢を貫いてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、木質バイオマス利活用調査の内容と今後の利用促進の考え方について申し上げます。名寄市が平成25年2月に新エネ、省エネビジョンを作成し、木質バイオマスの可能性につ

いて今後検討することとしておりましたが、このたび北海道より木質バイオマスのFS調査の決定を受けましたので、本市における事業の可能性を調査することといたしました。調査区域は、上川北部森林組合区域の1市2町1村の道有林を含む民有林とし、この区域の未利用の資源量を調査するとともに、名寄市においてどのような事業が現時点で実施できそうなのかを調査することになります。可能と思われる事業としては、大規模消費施設となる発電所や名寄市で木質燃料工場をつくった場合における利用可能施設について検証することとなります。利用可能な施設としては、公共施設、農業施設などが考えられます。課題としては、建設コストや他産業への影響もあることから、関係団体を集めた地域検討協議会、仮称でありますけれども、この中で調査結果について検討し、報告書として作成することとなります。調査の結果、可能性があるものについては新たに実施計画において検討することとなります。

次に、小項目4、森林整備担い手対策推進状況について申し上げます。森林整備担い手対策事業は、北海道の森林整備担い手対策基金運用の事業として行われており、林業担い手研修、森林作業員就業条件整備事業、新規参入定着支援事業、林業労働環境整備事業、蜂被害対策促進事業があります。名寄市では、森林作業員就業条件整備事業として行われている就労奨励金支払いとして行っております。実績といたしましては、平成23年度は従業員42人に対し9,574日分、支給総額405万590円、うち名寄市で125万9,375円を負担しております。平成24年度は、従業員40人に対し8,984日分、支給総額376万7,950円のうち、名寄市で116万5,255円を負担しており、森林整備に対し市としても支援をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の

2、市内遊休地の利活用についてお答えをいたします。

まず、旧営林署跡地対策についてであります。旧営林署跡地につきましては現在名寄土地開発公社の保有地であります。来年度市が買い戻しを行う予定の土地であります。旧営林署跡地につきましては、営林署が民間に売却処分を行う前に公共利用について協議があり、選択肢として名寄警察署の建てかえ用地を確保することにより移転促進を図るため、平成15年に駐車スペースを含めて5,201平方メートルを土地開発公社に取得させた経緯があります。島前市長の時代から名寄警察署の署長が交代するたびに建てかえ用地として市で既に確保していることを説明し、取得について要請を行ってまいりました。さらに、今年度は文書により北海道警察本部等に足を運び、要請を行ってきております。しかし、北海道における財政状況等の課題もあり、現在のところ建てかえの見通しが立っていない状況であります。今後とも引き続き要請活動を行ってまいります。

次に、緑丘第2団地跡地対策についてであります。緑丘第2団地跡地の利用計画につきましては平成8年度の用途廃止以降多くの市民の皆さんの意見を聞いて庁内で議論をしてまいりました。具体的には、隣接する道路の整備とあわせ、宅地造成を行い、定住促進を目的にゆとりのある住宅団地として分譲する計画など、さまざまな検討がされてまいりました。こうした内容につきましては、東京なよろ会の会員など市外、道外を含めた皆さんに説明し、PRを行った経緯もありますが、残念ながら市街地から少し離れた場所と思われたこと、また長引く不況下の影響もあり、これまで問い合わせがない状況であります。こうしたことから、現在まで具体的な事業計画を持つに至っていないのが現状であります。

次に、市が管理をしている普通財産であります。住宅用の適地として判断されるのはおおむね8区画、約4,099平米あります。また、大型施

設の建設が可能な遊休地はおおよそ13万1,113平米あり、そのうち3,000平米以上の区画の大きい遊休地は12カ所ほどとなります。内訳につきましては、宅地ではありますが、風連地区は旧プール跡地の1区画、名寄地区では土地開発公社より買い戻しをした食品工業団地等7区画、広大地では風連地区では旧風連幼稚園跡地を含む2カ所、名寄地区は旧徳田団地跡地を初め福祉センター南側にあります旧教員住宅跡地を含め10カ所でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁の中で数字間違っていましたので、ちょっと訂正をお願いします。

食料自給率への影響は、カロリーベースで平成20年度の210%から多分さっき80%と言った記憶があるのですが、89%に訂正していただきたいというふうに思います。210%から89%に減少するというので、申しわけありませんでした。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） それぞれ答弁いただきましたので、再質問させていただきますけれども、初めに心配される農作物の関係でございますけれども、本当に今新聞報道含めて道の機関、当然上川農業改良センターのデータももとだと思っておりますけれども、もう2回ぐらい報道されていますけれども、どうもその報道の内容含めて、食い違い含めてあるのですけれども、この流れというのは上川農業改良センターで調べた部分を道のほうに行って道から資料来るのですか。その辺ちょっとお伝えしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 流れとしては、普及センター、名寄にありますけれども、そこから本所に行きまして、本所から、本所というのは普及センターの本所、当麻町にあるのですけれども、

そこに行って、それから総合振興局の農務課に報告をして、農務課のほうで上川全体のものを取りまとめて道のほうに報告して、道のほうで調整をした後新聞公表されているところです。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうせいなのか知らないですけども、ジャガイモ関係なんかですとか、ビート関係ですとか、いろいろ報道されていましてけれども、私ども現地や何かへちょっと行かせてもらったら、まだこれから起こして再度かけて芋植えるのだとか、ジャガイモですね、そういうような形でありまして、この辺をやはりもうちょっとスムーズに、総合振興局含めてなのかもしれないですけども、この辺もちょっとお願いをしておきたいと思います。

それから、きょうも報道では32度ぐらいになるということで連日日中は暑くて、夜は若干涼しいところもあるのですが、本当に最近の雨不足の中で農家の方、いわゆる畑作農家、特に、生育含めて、発芽を含めて大変な今状況でないのかなと、こう思っております、これ以上、15日に雨降るようなことも言っていますけれども、こういう状況の中で今やっぱり一番心配されるのは今後どういう生育状況を見るのかと、その辺経済部長含めて担当部署関係、この辺が今どういう懸念をされているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど申した生育状況調査については、毎年5月15日から10月15日までの間、毎月1日と15日を基準日として生育調査を実施しております。今議員から御指摘のとおり、干ばつ傾向にありまして、特に根菜類、タマネギだとかビート、それからジャガイモ、この部分についてはこのままいくと非常に収量が減少傾向になるのではないかとということで私どものほうとしては心配をしております。適度な雨が降

っていただけるよういつもお祈りをしているのですけれども、なかなか、今週の土曜日は傘マークがついているのですけれども、それもどの程度降雨量があるのか、予報ではそんなに多くないのではないかという報道もされておりますので、今後の天気を注視をしてみたいというふうに考えています。

とりわけ昨年の第3回の定例会において山田議員のほうからも畑地かんがいの関係、特に智恵文地区の部分で昨年も干ばつ傾向であったことから質問があったわけなのですけれども、国の事業採択の要件1,000ヘクタールに聞き取り調査を行った結果満たないということで、必要性はあるのはわかっているのだけれども、なかなか面積要件に合致をしないということで事業採択の要件に達しないものですから、畑地かんがいの必要性というのは私どもも十分理解をしているところなのですけれども、先ほど申しましたように採択基準にいかんせん達しないということで事業実施は困難だということでお答えをしていますけれども、畑地かんがいの必要性については先ほど申し上げました、何回も申し上げていますけれども、十分認識をしているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今の最後の話は、かんがい施設の関係だろうと思うのですけれども、今山田議員もいらっしゃいますから、智恵文方面含めて畑作の関係は、富良野方面あたりはかんがい施設等なども整備した中でこういうかんがいの対応されていると、それも前からある程度要望はあったと思うのです。ですから、この辺は毎年同様な繰り返しをされているわけですから、これは道の、また地元の道議の先生もいらっしゃいますから、この辺をしっかりと連絡密にしてしなければ、これから先ほど言いました、これから言いますTPPの関係もありますから、関連としては大変な状況になりますから、そういう関係はち

ゃんとしっかりと対応していかなければならないと思いますので、その辺は理事者の関係で誰か答弁あれば、久保副市長、どうですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 議員御指摘のとおり、こういう雨不足という状況で農家の方々からかなり深刻な話を承っております。畑作専用地帯におきましては、一定のこういう日照り、あるいは干ばつ傾向のときに収量を一定程度補うということで対策を講じることについては私どもも考えているところでありますが、適債事業だとか、あるいは有利な補助事業というところ検討させていただいて、研究させていただいて今後の対応に当たってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） そういうことで、方向性含めてしっかりと詰めていただきたいなと思っています。

次に、TPPの関係でございますけれども、7月の中旬ごろ参加を表明していて、まだ何か国益のためにばかりでなかなか話や何か進んでいないような報道関係でございますけれども、十分な説明含めて、また交渉参加に突き進むという無謀とも言える状況の中、以前にホクレンから名寄農業生産額の80億円が34億円の影響額は既に私ども聞いておりますけれども、関連産業、この影響額はまだ示されていない部分がありますけれども、この辺わかればお知らせを願いたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 関連産業いろいろあるわけなのですけれども、今議員御指摘の部分でいくと、しっかりまだうちのほうで押さえていない状況にありますので、先ほども申し上げましたけれども、計算方法等いろいろあるものですから、道なりに今後要請をして名寄市でどれほど影響額があるのか道のほうにも聞いてまいりたいという

ふうにご考慮しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 市町村独自の試算というのは、私は交渉参加に入りまして、今のうちから農業関係、雇用、医療関係等々やっぱり調べる必要があるのかなと。実際に交渉段階にもよるかもしれませんが、この辺の常日ごろからそういう考え方を進んでいられるような関係だと思っていただきたいなと思っていて、道と関係機関等の情報含めて算出をするのが必要ではないのかと、こう思っていますので、その辺はしっかりとお願いを申し上げたいと思っています。

次に、本市として、きょうの新聞報道ですか、市長の関係できょう報道されていましたが、TPPの関係で反対、私はレジュメでは要旨では本市として団体関係との連携しての反対行動ということで、何か今まで名寄市独自としてTPPの関係の反対運動というか、そういう運動がいつごろやられるかなと、土別のほうは早くにやられているわけですから、名寄市も危機感を持って進んでいくべきだと私も思っています、きょうの報道を見ますと27日でしたか、TPPを考える名寄市民の集いが行われるということで、これは本当に多数の方含めて、どういう形になるかは別にしてこういう行動を起こすことによって危機感を持つ、また国会議員含めて、道議、私ども市議もそうですけれども、危機感を持ってやらなければいけないのだと思いますので、この集会に期待しているところでございます。

次に、木質のほうに参りますけれども、今回調査区域は上川北部森林組合で1市2町1村で道有林と民有林、その資源量の調査をするということで報告いただきましたけれども、今現在美深、それから音威子府、中川では木質の利活用についてもう表明していると私は思うのですけれども、その辺ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 議員御指摘のとおり、他の町村については利用可能な部分で表明しております。名寄市はまだしておりませんので、この調査結果を受けてどのような対応ができるかということは今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 私も以前に一般質問の答弁で、導入に向けての調査研究、設置場所、補助事業の利活用で安値で導入でき、導入前と比較してランニングコストで経済効果があることを確認していると。これは、前の部長ですけれども、そしてあとは年間通して消費量の多い施設に導入することが望ましいと考えている、そういう答弁でございました。それで、私も総合計画の中、前期なのか後期なのかということで受けとめていたけれども、なかなかその辺が回答を得られないということで、今回道よりの調査費が出されたということで、今回前向きな形で利活用の調査を行うのかなと、こう思っておりますけれども、その考え方があればお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども申し上げましたけれども、上川北部森林組合の管内1市2町1村の部分でどれだけ利活用できるものがあるか、量ですね、その調査ということで、とりわけ先ほど植松議員おっしゃられたように中川だとか音威子府、美深についてはそれぞれ利活用の方向性も考えておりますから、その部分を除いた部分で名寄市で調査結果が出れば、これだけの量があるので、これだけのものが利用可能なのですよということも含めて調査結果を受けて詳細にわたって検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） この木質の関係では、2回ほど一般質問させてもらいましたけれども、

近郊の下川含めて実績があるわけでございまして、その関係等調査をした段階で前部長は導入にランニングコスト含めての一定の理解をしているわけでございまして、今後の調査をしっかりと確認して、上川北部森林組合等などもこれが頭になってくるわけですからしっかりとやって、名寄市は独自の、今燃料高騰や何かもありますから、化石燃料ですね、ですからその辺も含めてどこがいいのか、その辺はちゃんとしっかりと検証していただきたいなど、こう思っていますので、よろしくお願いたします。

次に、森林整備に対しての担い手対策は、これはわかりました。森林、林業、林産業は依然として厳しいわけでございまして、この担い手だけに林業振興に一層のこういう支援をするということでございますので、これをぜひ今まで以上にやっていただければいいのかなと思います。

いよいよ市内の遊休地の利活用についてでございますけれども、旧営林署のほうについては以前にも一般質問させていただきまして、改めて申し上げますけれども、道の財政状況、建てかえの見通しが立っていない状況とかと、今後とも要請活動を行うとのことですが、以前のときは口頭で要請をしておりましたけれども、今回文書での要請を行っているのか、どこに要請を出しているのか、また回答があった場合にはその内容も含めてお知らせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 要請につきましては、今回改めて文書でさせていただいたということでありまして、昨年8月29日、これにつきましては旭川方面本部の本部長宛て、それとあわせて名寄警察署署長宛てに提出をさせていただいております。続いて、8月31日には加藤市長が直接北海道警察本部に参りまして、総務課長と面談をさせていただきまして警察本部の本部長宛ての要請書を手渡しをしているということでありまして。ちなみに、内容につきましては、昭和40年

に現警察署が完成して以降、平成4年に一定程度増改築は行われておりますけれども、もう既に建物が老朽化をしまして狭隘となっていると。あわせて、私どもの隣接する市庁舎がありますので、この駐車場もお互い狭隘な状況になっているということでもあります。こうした状況から、早期の移転改築が必要と判断をされているということをおし添えております。あわせて建てかえに当たっては、土地開発公社のほうで既に先行取得をしております旧営林署跡地、これを用意していると、移転用地として用意をしているということもお知らせをしております。ちなみに、移転後につきましては、跡地を市が駐車場用地等一体的に使える利点があるということで、私どもの立場も含めてあわせてお知らせをしているところであります。

回答につきましては、実は口頭で受けておりました、要望書の提出につきましては現状の理解もいただいているというお言葉もありまして、真摯に受け取っていただいたものというふうを考えております。あわせて、改築移転に当たっての警察署の現状のお話もちよっとありまして、おおむね警察署の耐用年数というのは50年ということでありまして、予算につきましては国からの補助と、それから道の持ち分が半々という財政のお話もいただきました。現在全道69の警察署があるということでございますけれども、実は名寄警察署より古い署が6カ所から7カ所ほどまだあるということでありまして、ちなみに道の財政が非常に厳しいということもございまして、平成16年以降新たな建築につきましては10年間、ちなみに平成26年度まで凍結をしているというようなお話もありました。しかしながら、名寄市におきましては一定程度移転用地も既に確保されているということもありまして、そういったものも考慮しながら今後優先順位をつけて判断をしたいというような回答をいただいております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 今説明いただきました

けれども、市長がみずから総務課長ですか、課長さんに手渡して部長のほうに要請をしてきたと。これはいいのですけれども、ただ口頭で返事をもたらったということで今お話ありました。私は、課長さんとお会いしていろいろなお話をされたと思うのですけれども、そして部長宛てに要請書を出せば、やっぱり何日後にとか文書で回答しますというのが私は普通だと思うのです。私どもの場合でも普通陳情含めて要請を出す場合でもやっぱり何日までに文書で返答します、回答しますということですから、ということですよ、今まで私どもの会派も含めて、それから町内会も含めて要望、要請書を出されたときにそういう返答はやっぱり文書で出していただく、今名寄市の行政関係も含めてそういうぐあいになっているのですけれども、何でその返事が口頭になっているのか、後で文書で返答を求める、そういう意向はないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 前段説明もさせていただいておりますけれども、警察署の建てかえにつきましても常に財政的な問題を抱えながらの対応しているというような状況もありまして、今回の文書の要請につきましてもおおむねのめどにつきましても実はお知らせをいただける状況にはないということでございまして、こうした状況にあってはなかなか文書での回答というのは難しいというふうに私ども判断をしております。しかしながら、今後とも精力的な要請活動はしっかりやっけていくというふうに考えておりますので、その中でしかるべき時期に一定程度お知らせをしていただけるのかなという期待も含めてしっかり要請活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 口頭ですとか、そういう何か煮詰まらないような返答でございますので、その辺は文書で確認を含めて返事をもらおうと、これがやっぱり通念だと私は思うのです。この辺をしっかりとっていただきたい。

それとまた、今回営林署跡地、この関係も当然地元の道議もわかっているわけですから、やっぱりこの辺を密にして、市民の財産ですから、この辺をしっかりとお願いを申し上げないと思いません。

また、最後にですけれども、この問題ですけれども、移転用地の確保はしているのですけれども、道なり道警のほうでは場所的に問題はないのか、今までずっとこの論議をされているわけですから、問題はないのか、また移転に関しては今後どうなのか、今後の進展にもよるけれども、私は今までの流れの経緯を見ていると恐らく芽がないのかなと思っております。ということは、あればいいのですけれども、今の口頭ですとか、そういう形の中で文書化できないということは、もし芽があれば条件つきで一般公募もされて私はいいなと思っておりますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 一般的に北海道とか国とかにはさまざまな形で、高速道路の関係でありますとか、自衛隊の関係でありますとか、毎年春、秋と定期的に要望させていただいて、またそれぞれ事案によってはスポットで要請させていただくのですけれども、この際文書で回答いただくということはありません、基本的には。ということで、基本的には道、国もいろんな状況に鑑みてその都度担当の皆さんから口頭でお返事をいただくということになっていきますので、こうしたことは御理解まずいただきたいというふうに思っています。

その上で、昨年警察のほうに私も行かせていただいた際には、古くなったところは当然建てかえはいつかはしていかなければならないということですから、全く芽がないということは私はないと思っております、これは引き続き継続して要請を文書で今後も続けていくということが大事だというふうに思っております、この活動を継続していきたいということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） その辺は、やっぱり活動報告、活動を進めていただければいいかなと思ってある程度の理解をさせていただきました。

次に、緑丘の第2団地の関係でございますけれども、ただいま現況の答弁をいただきました。何か答弁を見ていますと、前回の私への答弁と余り変わらないような答弁でございまして、中身が余り精査含めてやられていないような部分もちょっと聞き取れた部分もあるのですけれども、平成8年に用途廃止以降18年たっておりまして、具体的な計画、その場しのぎの答弁に私は聞こえてくるわけなので、例えば東京なよろ会ですとか、それからなよろっばい家づくりの前は120坪の菜園つきの建設ですとか、それから住宅団地等なども今まで示されておりました。この案件も今まだ方向づけとして議論されているのか、この辺をもう一度再確認をしたいなと思いますので、副市長をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） この間の第2団地跡地につきましては、植松議員からも数回にわたって御質問がありました。日本の国全体が人口減少社会に突入する中にありまして、議員の地域を思う気持ちについては十分理解はしているのですけれども、東京なよろ会と地元の建設業者さんのコラボレーションによって少し広い土地の建て売り住宅を30戸くらい公募をしながら何とかできないかと、具体的に土地の提供も場合によっては市のほうで提供するよと、こういう条件つきでどうなのでしょうかという議論までかなり踏み込んだ議論もしたこともありますけれども、結果的には東京なよろ会の皆さん方からニーズがなかなか掘り起こしできなかったと。たまに来てスキーをやったりゴルフやるのはいいのだけれども、なかなか住むということについては関東近辺に御自宅を持っていらっしゃるということもあってかなり事実上実現は難しかったところでありまして、その後

データセンターも含めて誘致活動に奔走したことがあるのですけれども、これは地域が住宅用地ということも含めてなかなか工場、事務所等をあそこに持ってくるということについては非常に厳しかったのかなという反省をしています。いずれにしても、人口減少が全体続く中で行政みずからが公共施設、例えば老健施設やグループホームを行政が公としてつくるということよりは、民間のノウハウで福祉施設をつくってもらうということの一つの誘導策として土地の現物支援という発想も含めて地元の福祉関係の法人、団体等とも協議したこともありますけれども、やはり今の福祉施設は町中に出て買い物とかもできるようなスペースと、それから病院関係との連携がどうできるかということがありまして、1カ所老健施設とプラスグループホームは何とか誘致できたのですけれども、そこからの拡大はなかなか難しかったというのが現状であります。

今後につきましては、先ほど議員のほうからさまざま大規模の遊休地の関係についてもただ手をこまねいているだけではなかなか現状から進まないのかなと。この辺も踏まえまして、最近経済部のほうで地番図と現況の航空写真図をマッチングするようなシステムを導入しましたので、これらも用いながら、ちょっと行政主導の考え方とは異なって思わぬところで民間の新しい考え方で比較的面積の大きい遊休地の利活用についてもインターネットを通じた公募についてもどれが有効なのか、それから用途の区分の変更が必要か否かも含めてできるだけ早く検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 急に振りまして、以前のはちょうど総務部長でしたので、申し上げましたけれども、ただ、今の答弁も議員の方、また皆さんも御存じのとおり、うちの高見区町内会としては老健施設が2カ所、それから障害者支援施設が1カ所、そして近郊に清峰園ですとか、そ

れから東病院や何かも隣接していると。また、うちの町内会も役員会含めての了解はされており、前から言っています福祉村構想というのは私のほうからあえて提案をさせていただいた今まで経緯がございます。そこで、今当然市単独での施設含めて、福祉ばかりでなくてもやっぱり行政の単独のこれから情勢含めてはなかなか難しいものが、これは当然私も認識はしているわけございまして、これからやはり何といても民間活力だと私は思っておりまして、この施設含めてまた市としても今後やっぱりこういう対応、対策はしっかりとその地域の実情も踏まえて考えていかなければいつまでたっても進展しないと私は思っているところございまして、この辺もお知らせ願いたいのと。

先ほど副市長のお話の中で場所の選定関係だと思っておりますけれども、市内の中心部に近い買い物や通院などは歩いて行き来することが決め手になって現地での問い合わせがないという状況をちょっと申されていましたが、実際に私も町内会といたしましてもこの福祉関係ばかりでなくても、やっぱり住んでいる住民から言わせると、何か市の中心部だけが買い物だとか、お年寄りも病院に行くにしても歩いていくような、それはやっぱり理想かもしれないですけれども、私どもの町内会は今皆さんのおかげで東西線含め、それからお店関係、それから病院関係の施設や何かもありまして、本当に子供から大人まで、また自然環境もいいところと私は思っておりまして、その関係からいくと皆さん伸び伸びと生活している中で、これからは病院に行くにしても何しても、またまちの中心街だとか、そういうのは私どもから言わせれば、また住んでいる人、またその施設を運営している方々から言わせれば、本当に失礼な話だと私は思っているのです。私どもから言わせれば、市営住宅含めて老健施設、みんな仲よくやっています。ですから、ただ単なるまちの中がいいから、また利便性もいい、そして病院に行くにしても足

で、そんなのは軽い障害持っている、そういう考え方ではない、私は本当に今憤慨してちょっと声を荒らげていますけれども、やはり市の中ではみんなどこも平等であると、そういうような考え方と展望をやっぱりしっかりとしなければだめだと思うのです。今18年もたってまだ現況がどういう状況に動いていくのか、それもわからないような状況ではどこの状況の大きな施設でも、先ほど言いましたけれども、どこでもそうだと思うのです。やっぱりもうはっきりこの辺で大口も含めてしっかりと議論しなければだめです。そして、町内会連合会もありますし、それから税ですか、税の関係の審議会ですか、税制審議会ですか、それも含めて特に内部議論も必要でしょう。ですけれども、やっぱりしっかりと皆さんと議論をしていかないといつまでたってもこういう押し問答みたいなお話になると、私はそう思っておりますので、その辺は十二分をお願いをしたいなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 私は、その地域が魅力がないという発言は一切していません。私は、福祉のゾーンについては議員も含めてさまざまな提言あったことについては十分理解をしまして、私自身も財政課長時代にあそこの残った土地の福祉ゾーンとしての利活用について積極的に地元のそういう建物を建設して運営しているところにも働きかけたこともあります。その中で結果として選ばれたのが町中であつたというのが、2つの地元のそういう施設をつくったところが実態としてそういうことであつたということ述べてだけありますので、決して地域のことを逆なでするようなことを言ったつもりはしていません。

なお、名寄市の施策としては、大学を短大の4大化も含めてやったときに名寄の北側地区を中心にしましてアパート、マンションが建って学生たちの住宅の利便性も取り組んだと。市のほうとしては、今後も人口の定着、管内の近郊からも含め

て定住促進について考えておりますし、水害のない高台地区と、物の見方によっては名寄を一望できるような、決して場所の悪いところだとは思っていません。その辺も含めて、ただ人口動態そのものが縮小傾向になっている中でやっぱり選択される時にどちらかという買い物、病院等も含めて選ばれるのが過去の通例としてあったのかなと。そこは割り引いても、前の桜庭市長時代には東西南北にまちの形態を少し延ばしていこうやということでの施策もありましたので、この辺は可能な限り名寄の地域資源を生かした定住促進についても今後検討してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） ちょっと誤解を招きまして申しわけないこともありますけれども、以前もやっぱり市内中心部に近く、買い物や通院など歩いて行き来することが決め手になり、現地での問い合わせはない状況ということで副市長は答弁しているのです。ですから、この辺の動向も踏まえてやっぱりしっかりとこれから対応していただきたいなと。私も一時的なあれで申しわけなく思っていますけれども、そういうことでございますので、その辺理解をしていただきたい。

それとあと、今後一定の面積を持つ土地の利活用、今の営林署を含めてこれから土地開発公社もこうやって入ってくるような状況がまたふえてくるわけございまして、やっぱり大きな課題があるのは私も認識はしているのです、いろいろ課題はあるのは。そこで、実現に向けての方向性、これを内部検討でなくて、さっきも言った町内会を含めて広域的に対処していかなければなかなかうまくいかないのかなと、方向性が見えないのかなと。そこで、理事者の考え、また利用目的を早期に定めて対応を進めるべきと思いますが、前向きな考えがあればお知らせを願いたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 先ほどからも述べて

いますように、どうも地域だけで考えると固定的な考え方でなかなか物事が進んでいなかったのかなというのが今までの反省だというふうに思っています。今回の風連地区におけるメガソーラーの話もちょっと想定、ああいうふうに急な話が出てくるとことはやっぱり民間ならではの新しい知恵だったのかなというのも一つ考えております。そういう面では、先ほども言いましたけれども、インターネットを使って思わぬところから、全国の至るところから問い合わせが来ているという話は、北海道の地域のよさも含めてそういう情報も得ていますので、余り行政みずからが手を出したら施設の運営が赤字になるとかどうのこうのという議論だけではなくて、発想の転換をできるような民間の方々の力もうかがいながら、場合によっては地域の用途の変更も視野に入れながら、今植松議員おっしゃる分については十分精査をしていきたいなというふうに思っています。やっぱりこちらの固定概念ではなくて、民間の豊かな発想も積極的に活用すべきかなと。そこ一部の場所だけでなく、多数の広大な遊休地があるというのも現実でありますので、これからもさまざまな公共施設の跡地の利用も含めて出てくると思っていますので、この辺については積極的に対応してまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 植松議員。

○7番（植松正一議員） 最後の普通財産の関係ですけれども、これも住宅用地として8区画ですとか、大型建設可能遊休地は13万1,000平米ですか、あるということございまして……

○議長（黒井 徹議員） 時間過ぎていますので、簡潔に。

○7番（植松正一議員） はい。それで、これから開発公社からも買い戻しがあるということで、これは市民の財産でありますので、利用目的をしっかりと定めて内部検討、PRを強めて利用促進に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

名寄市立大学について外2件を、東千春議員。

○19番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問させていただきますと思います。

まず、名寄市立大学についてでございますけれども、まず児童学科の4年制化について3点お伺いをしたいなというふうに思います。名寄大学短期大学部では、児童学科の4年制を目指しておりますけれども、短期大学部卒業での就職状況や道内の他大学の状況や社会的なニーズについてお知らせをいただきたいと思います。

2点目、多くの学生が多くの大学の中から名寄を選んで来てくれるわけでございますけれども、その学生たちが卒業後社会に貢献し、そして豊かな人生を過ごすために大きく寄与するのが名寄市立大学の役割だと思います。その学生にとってのメリット、そして今後の課題についてお知らせをいただきたいと思います。

3点目、4年制化によって高度な研究、教育の場となるわけでございますけれども、どのような教育をお考えか、また名寄で学びたいと感じるアプローチについてお知らせをいただきたいと思います。また、4年制としての大学卒業後の就職等の影響についてもあわせてお知らせをいただきたいと思います。

次に、大学図書館についてお伺いをいたします。名寄大学の図書館のイメージは、既にでき上がっているものと思いますが、現在の進捗状況と現段階における具体的な内容についてお知らせをいただければと思います。

大項目の2点目に移りたいと思います。防犯対

策上各町内会などから街路灯設置の要望があると思いますが、これらにどのような基準で設置の対応されているのかお伺いをしたいというふうに思います。また、総合的に見て設置が必要な箇所、または照度的に節約できる箇所など、一度点検が必要ではないかと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

2点目、市民生活の安全を確保しつつ電力消費の節約が求められておりますが、LEDへの変更はどの程度進んでいるのかお知らせをいただきたいと思います。また、LEDの価格も下がってきておりますけれども、損益分岐はどのようになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

3点目、名寄市、またその外郭団体の公共施設について日没後に訪問する際にその建物がなかなかわかりにくいという場合があるようでございます。一定の対応が必要ではないかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

4点目、光害の防止についてでございますが、環境省では光害についてのガイドラインを出しております。名寄市では、良好な星空を保つことから、徳田の大型店や電器店では出店の際に看板の光を抑える、または光を上に向けないなどの配慮をしていただきましたけれども、一方で大量の光を放つパチンコ店などもあるのは事実でございます。企業等が設置する広告看板や街路灯など、夜の光のあり方について名寄市としてのメッセージを出すことが必要ではないかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

大項目の3点目、スポーツイベントについてお伺いをいたします。ことしから有森裕子さんを招聘をいたしまして、ひまわりリレーランが始まります。初回となる今回は、どのようなイメージの大会を考えておられるのか、またこのイベントをどのように育てていこうとされているのか、また今後有森氏とどのようなかわりを深めていこうとお考えなのかお知らせをいただきたいと思

2点目、市民スキー大会においてはさまざまな工夫をしながら参加者の増員を図ってまいりました。昨年は、スキーの日ということで、ことしもスキーの日が行われることになりましたが、今年度におきましてはどのようなイメージのものをお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、先日行われました憲法記念ロードレースの際には初めてランナーズチップを使用し、参加者には評価が高かったのではないかとと思っておりますが、今後大会等の使用をどのようにお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。また、このランナーズチップを使用する際の費用やスタッフ体制についてもあわせてお伺いをいたしたいと思っております。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 東議員から大項目で3点にわたり質問がございました。大項目の1は私から、大項目の2は建設水道部長から、大項目3の小項目1は営業戦略室長から、小項目2及び3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、児童学科の4年制化について、社会的な背景についてお答え申し上げます。短期大学部児童学科の将来像に係る検討の経過につきましては、平成20年度における児童学科将来構想検討ワーキンググループによる4年制化の提案、平成21年度における大学及び短期大学に関する長期的な課題を検討するための将来計画検討委員会による児童学科の4大化とこれに伴う保健福祉学部再編に関する提案、平成22年度から平成24年度においては学部再編強化と児童学科4大化による社会保育学科設置構想案の検討が提案されまして、これに対して設置者による庁内ワーキンググループにおいて検討をいたしてきたところでございます。検討結果は、現行の保健福祉学部の課題、幼稚園教諭及び保育士の就業状況、持続的かつ安定的な大学経営など解決すべき課題がなお多くある

ということから、国の政策の推移を踏まえ、課題解決及び大学の振興方策について設置者と大学で方向性を確立することとして、本年度において短期大学及び保健福祉学部の将来像についてより具体的な検討を行うために短期大学部児童学科4年制化、学部再編強化に関する検討準備会議を設置して検討を進める予定でございます。この検討準備会議は、設置者と大学により構成するものとし、現在この組織のあり方について両者において協議を行っているところであります。

この間の学内及び庁内における検討の中で短期大学部卒業生の就職、就業状況について調査分析を行ってまいりました。平成18年度から平成23年度までの卒業生342名のうち296名が就職し、このうち150名、50.6%が認定こども園を含む保育所の保育士として就職をしております。幼稚園教諭として就職した者は73名、24.7%となっております。児童福祉施設などの施設保育士として就職した者は44名、14.9%で、一般企業や公務員として就職した者は29名、9.8%となっております。このように就職者のうち90.2%が保育士または幼稚園教諭として就職しております。道内には、保育士養成施設が4年制大学で3校、短期大学で13校、専門学校で9校、合わせて25校ございます。このうち幼稚園教諭免許取得が可能な養成施設は、大学3校、短期大学11校、専門学校1校、合計15校となっております。保育士養成を行っている4年制大学の中で藤女子大学人間生活学部保育学科の就職状況を見ますと、平成20年度では幼稚園、保育所、福祉施設などの保育系への就職者が85%となっており、一般企業への就職者が15%となっております。平成23年度では、保育系への就職者が93.6%、一般企業等への就職者が6.4%となっております。また、保育士、幼稚園教諭などの保育系への就職者のうち公立の保育所への就職者の割合が平成19年度では本学短期大学部が9.4%、藤女子大学が15.1%であり、平成22年度では

本学短期大学部が27.9%、藤女子大学が23.2%となっております。両大学ともに保育士、幼稚園教諭などの保育系への高い就職実績と特に近年は公立の保育系職場への就職志向の高まりが特徴的となっております。

また、国は昨年子ども・子育て関連3法を改正し、新たな仕組みによる子育て支援を平成27年度から実施する予定であり、質の高い幼児期の学校教育並びに保育の総合的な提供、待機児童の解消や地域の保育を支援する保育の量的拡大と確保、地域の子供、子育て支援の充実などを目標としており、新たな幼保連携型認定こども園の創設やそこでの配置職員としての保育教諭などの制度設計を行うこととしており、今後養成施設としてこれらへの対応が求められるものと思われま

す。次に、学生にとってのメリットと課題についてお答え申し上げます。本学短期大学部は、昭和59年から幼稚園教諭の養成、平成6年から保育士の養成を開始して、卒業生は高く評価されているものと自負いたしております。昨年度本学の教育研究費特別支援枠により、短期大学部児童学科の教員により実施しました児童学科の4大化に向けた調査研究報告において、道内の保育所及び幼稚園33施設の施設長を対象に聞き取り調査を行い、本学短期大学部卒業生について、よい保育士を送り出している、大学ではよい学びと経験を与えている、卒業生は課題と向き合い、解決に向けて努力するなど総じて評価は高く、また期待も大きいと報告しております。一方、卒業生が保育や幼児教育の現場で即戦力としてなり得るかという、必ずしもそうではなく、即戦力となる人材の育成を要望する施設長が多く、保護者支援に対応できる専門的能力や保育に関する高い指導力、コミュニケーション力などの社会人基礎力が身につけている人材の育成を求めているとも報告しております。今後の保育士に求められる資質は、社会に特有の子供や家庭が抱えるさまざまな課題を反映して、これらに適切に対応できる能力が求められて

おり、社会が求めている保育へのニーズが高度化し、多様化してきているものと思われま

す。4年制の学士課程における保育士、幼稚園教諭の養成がこのような保育へのニーズに応えるものとなり得るかということが学生にとってのメリットであり、本学の課題であると考えておりますので、このたび設置する検討準備会議において十分な議論と検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、児童学科が目指す姿についてお答え申し上げます。全国の保育士や幼稚園教諭を養成する施設の現状や国の政策の推移を見ますと、今後の保育士養成は保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の取得と複雑かつ多様な保育ニーズに対応して保育サービスを監督、指導し、現場におけるリーダーとなり得る保育士の養成や学士課程における幼稚園教諭の養成などが大きな流れとなっていくことが予想されます。いわゆる質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を担う人材の養成に関するその具体的な内容となる学生の受け入れ方針、教育課程の編成及び実施方針、学位の授与方針を初め、学生支援のあり方やキャリア形成とキャリア支援などについてはこのたび設置する検討準備会議において検討をしてまいりたいと考えております。

次に、大学図書館計画の進捗状況についてお答え申し上げます。開学当初からの懸案でございました大学図書館整備につきましては、学生の学習支援や本学が行う高等教育及び研究活動を支える重要な学術情報基盤としての役割、さらには社会や地域連携の一翼を担う本学附属機関としての役割を勘案して地域に開かれた図書館を構築するために、昨年度図書館整備検討委員会を設置しまして名寄市立大学図書館整備基本構想、基本計画を策定いたしました。新図書館整備の基本構想として、新図書館の理念と6つの目標を掲げ、これら理念と目標を具現化するために5つの柱で構成する実現すべき図書館像を定めております。第1は、図書館蔵書ビジョンを策定し、最適な専門図書及

び教養図書を整備した知の集合体の構築、第2はデジタルコンテンツなどさまざまな学習情報を利用できる学習環境の整備実現、第3は講義以外での学生の学習をサポートする支援体制の構築、第4は学生の主体的な学びに対応した施設環境の実現、第5は関係機関と連携した利用環境を整備し、地域住民が利用しやすい環境の整備でございます。基本計画は、コンテンツ計画、組織運営計画、新図書館で実現すべき機能と施設、図書館のゾーニング計画、設備計画、建築計画の基本的な考え方、図書館の質保障と情報公開、広報計画などが主な内容でございます。基本構想、基本計画の詳細につきましては、本学ホームページを通じまして公表してまいります。

大学図書館整備の本年度の主な工程につきましては、建築基本設計及び図書館利用計画の策定を行う予定でございます。基本設計に当たっては、教員を中心に構成いたします名寄市立大学図書館等整備検討委員会を学内に設置し、去る6月5日に第1回検討委員会を開催し、検討委員会の目的、スケジュール等の確認を行い、設計業者が選定されましたら具体的な検討作業に取りかかる予定であります。また、新図書館の利用計画につきましては、学内の図書館運営委員会において検討をいただく予定でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 大項目の2、適切な夜間照明のあり方についてお答えをいたします。

小項目の1、防犯上の考え方についてですが、現在名寄市においては3,046基の防犯灯を設置しており、年間約20基のLED灯の新設を進めております。防犯灯の設置基準につきましては、住宅や公共施設の配置などにより町内会のさまざまな夜間における明るさの条件が異なることから、防犯灯の設置については一様な設置基準などは定めておりません。また、住宅の新築、建

てかえなどにより照明の状況も変化することから、設置については実際に生活を送っていただいている町内会から設置要望などを重視した対応としております。道路整備などに伴い、交差点照明灯にハイウェイ灯などを設置したことにより、明らかに不用となる防犯灯につきましては撤去をさせていただいておりますが、防犯灯の設置照度の基準などが明確になっていないことから、新たに新設要望があった場合については撤去可能な防犯灯や照明の照度を下げることが可能な箇所がないか町内会に御相談をさせていただきながら進めております。

次に、小項目の2、省エネ対策の考え方についてであります。名寄市におけるLED防犯灯については、平成19年度に初めて導入をしましたが、当時の80ワット相当の照度のもので約6万円、水銀灯と比較すると約2.5倍程度の価格であったため試行的に導入をし、その後も年間数基の新設を行い、平成23年度末時点で33基を整備しましたが、全体の約1%の設置数でありました。平成23年度末ごろから価格が下がり、水銀灯と比較し、1万円程度の高額であります。課題であった照度についても解消されてきたことから、名寄市としても平成24年度をLED元年と位置づけ、新設や老朽化による取りかえは基本的にLED化とすることにいたしました。また、通学路防犯灯のLED化による照度向上を平成24年から実施し、平成24年、25年で111基の交換を行い、平成25年5月末時点でLED防犯灯総数は144基となり、防犯灯総数の4.7%の割合となっております。また、防犯灯全てLED化にしますと、電気料については概算でありますけれども、年間約700万円程度安くなると試算しております。

次に、小項目の3、公共施設の夜間表示看板についてですが、本市の公共施設につきましては日没時間を考慮し、施設の表示看板等の照明を整備しております。なお、近年の電力事情もあ

り、夜間に行事がない場合には消灯している施設も見受けられますが、施設によっては行事がなくても一般市民が利用する場合も考えられますので、今後とも各施設におきまして当該施設の利用状況などを勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の4、光害防止の取り組みについては、過去に大型店の出店時に市と北海道大学との連名にて企業側に光源を下向きに配置するようお願いをし、御協力をいただいていたところであります。このような新規の大型店の出店や計画時において協力を求める対応は可能であります、既存の施設などの改修や対応については難しいと判断をしております。今後におきましても良好な照明環境を整備すべく、市の公共施設や街路灯などの更新時において光漏れの低減のできる光源、照明器具の設置に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目3、スポーツイベントについて、小項目1、ひまわりリレーランについてお答えいたします。

女子マラソンオリンピックメダリストの有森裕子さんとは、昨年5月の第60回なよろ憲法記念ロードレースにゲストランナーとしてお越しいただいた際に本市の夏のメインイメージであるひまわりを活用した取り組みや自然豊かな名寄の景観に深く感銘いただいたことが御縁で、名寄ひまわりまちづくり大使就任を依頼し、御承諾いただきました。ひまわりまちづくり大使は、名寄市の元気なまちづくりの推進を図るため市内外において本市の宣伝に努めるとともに、まちづくりについての提言及び情報提供を行うものとする定めています。今回ひまわりまちづくり大使としての最初の企画として、有森さんの思いを盛り込み、本市の特色を生かした取り組みとして7月27日に有森裕子なよろひまわりリレーランを開催するこ

とになりました。この大会は、本市の地域資源であるひまわりを活用し、団体で楽しく走ることを目的としたランニングイベントで、市民の皆さんにもっと走る楽しさを知ってもらうために前日にはランニング教室も開催していただくことになりました。大会内容としては、全国的にも珍しい2人から4人の団体によるタイム申告制で、小学生から一般、ファミリーでの参加が可能です。さらに、東日本大震災で被災した福島県の子供たちに自然の中で伸び伸びとスポーツをさせてあげたいとの提案を有森さんからいただきましたので、その思いを大会に取り入れまして、なよろ夏季林間学校参加のため滞在中で本市と災害時相互援助協定を結ぶ福島県南相馬市の子供たちにも出場していただき、大会参加料の一部を義援金とさせていただきますことも予定をしております。さらには、大会名に有森裕子さんの名前も組み入れたことで集客効果も一定程度見込める大会となると考えておりました、さまざまな要素を盛り込んだ大会となるよう、有森裕子さんを中心として実行委員会でさらに企画を検討してまいりたいというふうを考えております。

続きまして、ひまわりまちづくり大使である有森さんとの今後のかかわり合いについてお答えをいたします。ひまわりまちづくり大使の役割としては、前段に述べましたように本市の元気なまちづくり全般についてアドバイスや情報発信に御協力をいただくこととなります。具体的には、スポーツ及び教育の振興、さらには合宿誘致など交流人口の拡大など有森さんの知名度、ネットワークなどを生かして取り組んでいただくことは本市にとって大きなまちづくりの推進力となります。本市は、スポーツに係る自然環境、大学施設などすばらしい資源が数多くありますので、これらの資源を最大限に生かすためにも有森さんにはさまざまなところで御支援をいただけるよう現在具体的な取り組み策を検討しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3の小項目2と3についてお答えをいたしたいと思います。

まず、小項目の2、スキーの日のイメージについてでございます。平成24年度に実行委員会の協議に基づき、市民スキー大会としての開催は取りやめ、名寄市民スキーの日としてスキー連盟のテクニカル競技と市民向けにリフトの無料開放等を実施してまいりましたが、関係者との調整や市民への周知期間の不足等もありまして、十分な成果が得られなかった部分があると認識しております。今年度の事業内容につきましては、スキー連盟、名寄市振興公社など関係する団体と今後協議を行い、決定をしていく予定ですので、現時点での具体的な部分についてはまとまっておりませんが、雪質のよいスキー場の存在というのは名寄市の大切な地域資源の一つでもありますので、スキー人口の減少並びに利用機会の減少に対応するためにスキーの普及とスキー場の利用拡大の2つの視点を持って協議を進めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、小項目3、ランナーズチップの利用についてでございます。ランニング大会等の自動記録計測機器でありますランナーズチップの利用につきましては、本年5月12日に開催をいたしました第61回なよろ憲法記念ロードレースで初めて採用をいたしました。今回の参加者は、今年の60回記念大会で有森裕子さんをお招きして開催をした効果のほか、ハーフマラソン部門の新設などによりまして27部門405人の実際の参加者となりました。開催後参加者からもランナーズチップについては好評をいただいております。ランナーズチップの導入効果といたしましては、大会役員、特に陸上競技協会の皆さんによる時間計測作業が完全に移管されたことや表彰状の準備、印刷が全て委託できるなど多くの面で主催者側の負担軽減と迅速化が図られることが挙げられておりま

す。また、ゴール後すぐに完走賞が発行され、正確な記録と順位もわかるなど、参加者へのサービス向上が図られることも大きな効果となっております。現在道内の多くの大会でも同様のシステムを使用することが主流となってきており、参加者にとっても大変有効なシステムでもありますので、今後大会の参加者を拡大していくためにはランナーズチップは不可欠であります。費用の面では、名寄市での大会規模で約90万円ほどかかることから、参加者が少ない場合予算的には厳しい面もございますが、インターネットなどによるエントリーシステムをあわせて利用することなどにより、愛好者への広範な周知の拡大と参加者の増加を図ることなども検討しながら、対費用効果を高めて継続した利用につなげていきたいと考えております。これにより事務的な作業に当たるスタッフを参加者へのサービス向上に振り分けることも可能となり、大会運営の質と参加者の満足度を高めることでより大きな規模の大会に成長させていくことを展望いたしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、随時再質問させていただきたいと思います。

まず、大学についてですけれども、何点かお伺いをしたいと思いますけれども、答弁の中で4年制の大学が道内には3校あって、それぞれの就職の状況についてもお知らせをいただきましたけれども、もし今資料をお持ちでしたら、その中で正職員になっている、名寄の大学の場合も正職員になっていない学生もいると思うのですけれども、名寄の場合と、あるいは4年制の大学の場合でその差が出ているのかどうなのか、もし資料をお持ちでしたら、ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 手元には本

学の資料はございますので、他大学の部分についてはここはなかなか公表されている部分とされていない部分がございますので、ただいま手持ち資料はございません。本学の場合、平成18年度から23年度の短期大学の卒業生の中でいわゆる正規職員、非正規職員の就職状況でございますけれども、公立の保育系の施設、それと民間の保育系の施設で比較いたしますと、公立、それと民間の保育系の施設合わせて75%が正職員として採用されていると。それと、民間の保育施設と公立の保育施設合わせて、公立はこの7年間の中では非正規職員はゼロでございます、非正規職員は民間の施設というふうになりますから25%ということになります。あと、保育系の就職以外の一般事務ですとか法人事務に就職した学生の正規、非正規で見ますと、82.8%が正規職員となっております、残り17.2%が非正規ということになっております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ありがとうございます。答弁の中にもいただきましたけれども、現在検討準備会のあり方を検討しているというふうなお答えをいただきましたけれども、現在どこら辺までいっているのか、この準備会を立ち上げるに当たる課題というのが今どこら辺にあるのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 現在検討準備組織としまして、そのあり方をどういう組織形態にするのかということでございますけれども、検討準備組織の目的、位置づけ、それから構成員、それから検討事項、検討成果、検討結果といいますか、成果の取り扱い、それから説明責任ということで、こういうものをどういうふうな内容であるべきかということを現在協議をしているところでございます。こちらにつきましては、この間大学のほうで検討いたして提案されております児童学科の4大化、学部再編強化の提案、それとそれ

を受けて庁内ワーキンググループで検討いたしました検討会議の結果をあわせて、これを踏まえた上で短期大学の4年制化と学部再編強化に関する検討準備会議を設置していこうというものでございます。検討組織の目的としましては、これは素案でございますので、まだ協議中の中身ということでございます。いわゆる具体的な調査や検討を行って学部再編強化と児童学科4年制化に係る具体的な素案作成を行うということでございます。組織の位置づけとしましては、設置者と大学により組織をしていくということでございます。構成員といたしましては、大学と設置者、それぞれ関係部局、部署の担当で構成をしていこうということでございまして、まだこの構成員について具体的な調整作業をしているというところでございます。

以上、検討成果につきましては先ほど佐藤議員のほうにもお伝えしましたとおり参与会、それから市議会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） ぜひ内容についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

当初もう少し早目にこの準備会というのが計画されていたようなのですけれども、今のペースでいきますとどのタイミングで設置が何となくいけそうなのかと、それで期間はどれぐらいを予定しているのか、そしてまたそういった順調にいった場合開設のめどというのが、その結論によるのですけれども、いくべしというふうな結論が出た場合にはどのぐらいのタイミングで開設が可能とお考えなのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） この検討準備会議につきましては、財政問題、財政課題も含めまして具体的な検討を行うということでございます。仮に御質問にあったように設置をしていくという結論になった場合、具体的な開設までのス

ケジュールということでございますけれども、こちらは諸官庁への届け出事務、それから具体的な学科の編成事務、それから学生募集の事務等も含めまして最短で2年程度の準備期間は必要だろうというふうに考えております。最短ですので、準備作業の進捗状況によってはもう少しかかる可能性もあるというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 最短で2年ということでお伺いをいたしました。やるかやらないかは別として、なるべく早くにきちっと調査をして結論出していくということが賢明かなというふうに思いますので、精力的に進めていただきたいというふうに思います。

今答弁いただいた中でも届け出の問題等々あるというふうにお伺いをいたしましたけれども、仮にこれが4年制として文科省のほうに求めていく場合どのようなハードルがあるのかというのをまずお伺いをしたいのと、そうした場合に学科構成、児童学科は今の社会福祉学部の中に入っていくことになるのか、そこら辺についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 具体的な監督官庁といたしますか、1つは文部科学省というふうになります。もう一つは、保育士の養成と幼稚園教諭の教員養成課程の認定を受けるということになります。現在短期大学部では、保育士の指定養成施設というふうになっておりますが、これが大学に移行した場合そのまま引き継がれるかどうかというところはまだ確認をいたしておりません。今後確認をいたしていかなければならないと思います。それと、もう一つ、幼稚園教諭の養成ですが、現在短期大学部では幼稚園教諭につきましては2種免許の養成課程認定を受けているということでございます、学士課程ということになりますとこれは1種免許の教員養成課程認定を受けるということになります。こちらは文部科学

省ということになりますし、もう一つ、保育士の指定養成施設となりますと厚生労働省ということになりますので、2つの上級官庁に対して養成施設としての認定を受けるということともう一つ、現在大学の学部再編構想案の提案の中では保健福祉学部の中に新学科を設置するという考え方ですので、既存学部の中に新たに新学科を設置するという考え方でございます。ここにつきましても届け出が必要という場合がございますので、これについて所要の申請手続が必要だろうと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） かなり専門的な部分ですので、わかった部分とわからない部分があるのでございますけれども、何となくわかりました。考えといたしましては、今ある保健福祉学部の中に新たな、仮の名称かもしれませんが、社会児童学科という名称としてその中に入れていこうというお考えということでよろしいですね。

ということは、例えばそういうふうな形になりますと、国から入ってくる交付金というのはやっぱりほかの学科と同じような基準でいただけるというふうな形を予想されるのかどうなのかもお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 考え方といたしまして、今の既存の保健福祉学部の中に新たに学科を新設するという考え方と、それから短期大学部を4年制化して大学として設置すると、新たな別な大学として設置するという考え方と、それと学部を新たに新設するという考え方がございまして、学部を新たに新設するという考え方、それから大学として別な大学を設置するという考え方は恐らくこれは除外されるだろうということでございます。また、これの許認可については、非常にハードルが高いということもあろうかと思っております。既存学部の中に新学科を設置をしていくというほうが多分ハードルが低いというわけではございませんけれども、手続としては至極自然なこ

とだろうというふうに今のところ考えておりますが、これはまだ決定したものではありません。これも検討をしていくということでございます。

なお、あと交付税の算定の部分でございますけれども、こちらは総務省のほうの考え方でございますので、その考え方に従うということもございりますが、ここは私どものほうではこうだというような結論をこの段階ではなかなか申し上げにくいというところもございます。あくまでも新たな学科を編成をするという考え方で検討会議の中では検討、それから調査を進めていこうというものでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） まだ決定したわけではありませんので、あくまでお互いに仮定のお話ということになってしまうかもしれませんけれども、私はそのような形で今ある学部の中に児童の例えば名称が社会児童学科なるものを入れていただけるのが自然な流れなのかなというふうにも思っております。そういったときに例えば先生方の中でほかの、児童もそうだったのですけれども、よく大学を設置をするときに産学官連携とかというふうな目標立てながら大学をつくってきたわけなのですけれども、児童についても4年制の大学にしたときに例えば栄養だとか看護だとか、そういったことの若干の知識も身につけて卒業させることによってより社会ニーズにマッチした卒業生を出せるだとか、そういうふうな何か先生方の中の構想というのはおありなのかどうなのかお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 詳しい中身につきましては、今後検討会議の中で詰められるというふうに考えておりますけれども、この間大学のほうから提案を受けています新学科設置の構想案の中では当然既存学科との連携というのが前提とされております。また、近年、これから将来のいわゆる就学前教育、それから児童福祉に求め

られるものというのも当然想定をしていくという考え方もって議論をされてきているものというふうに受けとめております。こちらにつきましても検討会議の中でより深めた議論をしていただくというふうになろうかと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） きっと、これも私の想像なのですが、児童学科が4年制の大学になるということは児童学科の情報もそちらのほうに行けるような気がするのです。例えば看護を目指す職員の皆さんが実際に看護の現場に行ったときに子供とどういうふうに接したらいいのかというのは、その大学時代にそういえば習ったことがあるなど、そういうふうな経験だとか学習をした人もやはり社会に出たときに役に立つなど、お互いに結構いい形ができていけるのではないのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ今後先生方の中の調査研究、検討を期待をしたいなというふうに思っております。

仮に4年制の大学になるというときに必要となってくる建物だとか費用だとか、そういった部分、今の段階でわかっている部分があればお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） こちらにつきましては、既存の短期大学部を改装するという事になるかと思っておりますが、ここにつきましては改めてこの検討会議の中で検討し直すということになるかと思っておりますので、現在必要な施設整備に関係するその費用の概算というのは手元には持ち合わせてございません。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今後よろしくお願ひしたいと思います。

仮になのですけれども、児童学科4年制の大学になったときに教員なんかの課題もあろうかなというふうにも思いますが、現段階でどの程度の教員の増が必要となってくるのか、あるいは

教員の中身について、そういったことについても今の段階でわかっていることがあればお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 現在短期大学部よりも学士課程ということになりますので、そこに求められる教育の質というものがございまして、これは学生の募集、確保から教育の内容、いわゆる教育課程、付与する資格、それから免許と、それと卒業要件、そういうのを総合的に勘案して必要な教育科目というのが決定されてくるかと思えます。それに必要な教員、専任教員の数も決定されるだろうというふうに考えています。ここにつきましては、この検討準備会議の中で具体的な詰めた検討、議論をしていただくということになります。恐らく短期大学部よりは高度な教育と研究ということでございまして、教員は充足、ふえるという考え方を現在のところ私は個人的には持っています。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 当然ふえていくのだろうなというふうには思いますけれども、やはり今局長がおっしゃられたような内容、あるいは特徴づけ、これから新たな4年制大学となるのであれば、児童教育するに当たっての特徴づけということもこれから必要になってこよかなというふうに思います。それに適した人材の確保ということ、御努力をいただければなというふうに思います。

図書館についてお伺いをいたしますけれども、現在の段階で建設位置だとか、あるいは中に講堂とか、そういったものの建設というのはどのような議論の経過になっているのか、ちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 平成24年度で策定をいたしました図書館の基本構想、基本計画につきまして、先ほど答弁の中では基本構想

といたしますか、新しい図書館を整備していく上でこの考え方の一部を述べさせていただきましたが、この中で総合計画では大学図書館講堂整備事業というふうになってございまして、今回図書館の基本設計に当たりまして図書館棟ということで図書館が入る建物の基本設計をするということで考えてございまして、ここの中には講堂もしくは大教室、それから今まで新しく大学教育に求められております諸設備について可能な限りある程度整備をさせていただきたいというふうに考えております。これにつきましては、基本計画の検討委員会の中で御議論、検討をいただくという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 待望の図書館でありますから、後でこういうふうにつくってよかったと思われるような設計をぜひ皆さんとともに頑張っていたきたいなというふうに思います。

次の大項目についての質問とさせていただきますと思います。照明についてなのですけれども、LED化について変更すると大体年間700万円ぐらいの費用が浮くというふうな答弁をいただきましたけれども、これを仮に、全部ということだったのですけれども、全部かえると工事費が幾らかかるのか、あるいはそれに対して国から幾らか、何がしかがないのか、そこら辺の考え方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 詳細な比較検討は、実はしておりませんが、先ほど答弁の中でも1万円、22年度までは約6万円というLEDだったのですけれども、23年の後半から約1万円ぐらいしか差がなかったということで、それを例えば3,000基全部やるとすれば3,000万円のイニシャルコストがかかるということでありまして、今現実的にはその補助メニューが、LEDに対する補助メニューというのは実際

ないのであります。今あるのは、道路と一体となった整備では補助メニューはありますけれども、単独での設置については今のところ補助メニューはないので、イニシャルコスト的にはLEDについては15年、今10年からもう15年という、そんな時代になっています。水銀灯なんかにつきましては3年ということで、その間は実質的にはコスト的にはかからないということになりますけれども、15年たつとまた一気にそのコストがかかるということになるのかなと思っています。詳細の設計はちょっとしておりませんので、申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 今数字をお伺いしましたので、今私も頭の中でぱっぱぱと計算ができればいいのですけれども、なかなかできません。これ例えば15年間、ということはお金をかけなくてもいいということに等しいのかなというふうに思いますので、では15年間で例えば年間700万円浮くのだったらどうなのかと、あるいは3,000万円かかるのだったらどうなのかとか、修繕費で幾らかかるのかとか、一回全部計算をしてみただいて何が長い目で見て得になるのか、来年度はちょっと金が出るけれども、長い目で見たらいいぞということになれば、それはそれで検討していただければというふうに思いますので、今後そういった方向でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、光害についてなのですけれども、確かに新しいところはそういうふうにやっただきました。しかし、古いところに対しても何らかの私はサジェスションが必要だと思うのです。というのは、その例えは業者さんなりが工事をして照明をかえるだとか、そういったことってやっぱりあると思うのです。例えばパチンコ屋さんだったら外装をかえるだとか、ではそのときにはこうしてくださいねと、名寄市はこういうふうに考えていますので、余り明るいのは控えてください、

上を向けるのは控えてください、私はそういうふうなメッセージを出しておいていただきたいなというふうな思いがありましたので、こういうふうな質問をさせていただきましたので、時間ありませんので、今後よろしくお願ひしたいと思いません。

最後になりました。イベントについてお伺いをしたいなというふうに思います。市民スキー大会がなくなってスキーの日ということになりまして、ことしが2年目ということなのですけれども、やっぱり市民スキー大会がなくなったときにちょっと市民の皆さんの中にはこれはおかしいのではないのかというふうな腹の中で思っていた人も結構たくさんいたのではないかなというふうに思います。しかし、今それを言うてもしょうがないので、やっぱりここは転んだらただで起きないというふうな考えを持っていただきたいです。一回なくなって、変えてよかったねというふうな中身のものをぜひ出してもらいたいなというふうに思っております。その中でスキー連盟との協議、あるいは振興公社との協議という答弁もいただいたかなというふうに思います。さらには、例えば去年初めて九度山祭というのを市民団体がやりました。私ちょっと吹雪で行けなかったのですけれども、ああいう民間活力などというのものもある意味視野に入れてみて、目的2点ほどありましたけれども、スキー場の振興ということを考えればそういった若干お祭りの要素があってもいいのではないかなというふうに思います。多面的にちょっと考えていただきたいと思ひますけれども、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 何十回か続いたスキー大会が突然という形でやめることに対して市民の方にも幾分の不満があったのではないのかという部分については、反省をしております。いわゆる大会としての開催は行いませんけれども、予算的な部分については既に担保をしておりますし、先

ほど答弁でお答えさせていただきましたけれども、1つはアルペン競技の振興というのがやはり市民のスキーに対する今までの思い入れも含めて大切なものだと思いますので、それについては競技的なものになるのか、講習会的なものになるのか、スキー連盟と協議をしていきたいと思っています。

署名議員 高橋 伸典

また、スキー場の利用拡大の部分では、ことし行いました市民スキーの日の中で子連れの30代、40代のお父さん、お母さんの利用が多かったということを知っていますので、親子利用のスキー場の普及の観点という部分から考えていきたいと考えております。

署名議員 日根野 正敏

また、今議員から提案ありましたイベント的な要素につきましても開催時期、たくさん人が入る2月中ぐらいの部分を視野に入れて民間の方も含めた開催方法についてもあわせて協議をしていきたいと思っています。いずれにしても、早い段階での関係者の協議と、それから市民周知を今回は行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹